

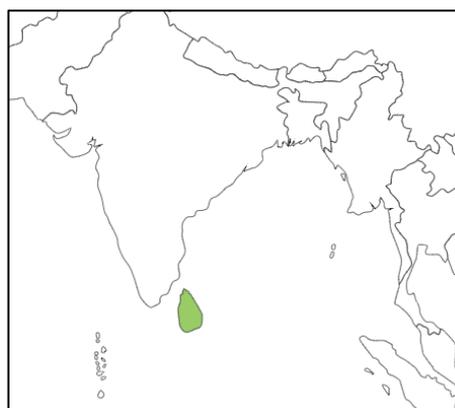
2. 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

2-1. スリランカのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

2-1-1 スリランカの概要

1) 基礎データ

スリランカ(旧称セイロン)は、インド南部のインド洋に浮かぶ島国であり、面積は日本の北海道の8割ほどの大きさである。熱帯地域に位置し、年間平均気温は27℃前後でほぼ一定で、年間を通して高温多湿である。



スリランカ経済は、2022年に深刻な経済危機に直面したものの、その要因となっていた外貨不足は観光収入や海外労働者送金の拡大などを通して、緩やかな回復傾向にある。2020年の新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が低迷し、外国人観光客の大幅な減少も相まって、2020年の経済成長率はマイナス3.5%を記録し、2021年には反動で3.3%のプラス成長となったものの、経済危機の影響で2022年は再びマイナス7.8%となった。スリランカ政府は、国際通貨基金(IMF)や世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関からの支援を受けて、経済の立て直しを図っているところである。2023年3月にIMF理事会で支援プログラムが承認されたことを契機に、下落していたスリランカ・ルピーの為替レートは若干回復した。貿易面では、燃料の多くを輸入に依存していることや単価の高い機械・機器の割合が大きいことから慢性的な貿易赤字であるが、海外市場における衣料品の需要拡大を背景に、輸出総額の45.4%を占める繊維・衣料品の輸出額が9.5%増加した¹。

日本とスリランカは、貿易、経済・技術協力を中心に良好な関係が続いており、日本国外務省によると、貿易額は約645億円(2022)年で、日本はスリランカにとって重要な貿易相手国(輸入・輸出ともに第13位)として位置付けられている。日本からの輸出金額は262億円で、建設用機械、農業機械、自動車部品、一般機械、電気機器、織物用糸及び繊維製品、プラスチックなどが主要輸出品目となっている。一方、日本の輸入額は383億円で、紅茶、衣類及び同付属品、魚介類(まぐろ、えび等)、植物性原材料などが主要品目として挙げられている。

表2-1-1. スリランカ基礎データ

国名	スリランカ民主社会主義共和国	首都	スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ
面積	6万5,610平方キロメートル	人口	約2,218万人(2022年)

¹ 「スリランカの貿易と投資」(ジェトロホームページ・<https://www.jetro.go.jp/world/asia/lk/gtir.html>)

対日輸入額	262 億円(2022 年)(建設用機械、農業機械、自動車部品、一般機械、電気機器など)	言語	公用語(シンハラ語、タミル語)、連結語(英語)
GDP	771 億米ドル(2022 年)	経済成長率	-7.8% (2022 年)
経済概況	<p>(1) スリランカ経済は、紛争の終結による復興需要や経済活動の活性化等によって、2012 年に過去最高となる 9.1%の経済成長を達成し、2018 年には観光客数が 233 万人に達するなど、その後も 3~5%前後で安定的に推移した。2019 年には経済成長率は同年に発生した連続爆破テロ事件等の影響もあり、0.2%のマイナス成長となった。2020 年は新型コロナウイルス感染症拡大による度重なる外出禁止令の発令による経済活動の停滞や観光客の大幅な減少（前年比 73.5%減）、海外労働者送金の減少等により、3.5%のマイナス成長となった。2021 年には反動で 3.3%成長となったものの観光客数は伸び悩み、前年比 62%減の 19 万人にとどまった。</p> <p>(2) 慢性的な貿易赤字及び財政赤字を背景として外貨流出が続く中、外貨流出防止を狙いとした輸入規制の導入により、食料・燃料等の生活必需品の不足と物価上昇が急激に進行した。特に燃料の不足は、長時間の計画停電や生産活動の停滞につながった。2022 年 3 月に中央銀行が変動相場制への移行を発表して以降、ルピー安が急激に進行したことで輸入品価格の上昇に拍車がかかり、2022 年 9 月の全国消費者物価指数は前年同月比で 73.7%（食品は 85.8%、非食品は 62.8%）の上昇率を記録し、当時の統計基準において過去最高となった。</p> <p>(3) 財政面では、2019 年の連続爆破テロ事件による経済活動停滞に伴う歳入減少や補助金支出増加によりプライマリーバランスの赤字が大幅に拡大する中、同年末の大幅減税による歳入減少により、2021 年の歳入の対 GDP 比は世界的にも低い水準となった。また、紛争終結後のインフラ需要を賄う過程で対外債務が拡大したが、債務返済に必要な税収や外貨が確保できず、債務の持続可能性が損なわれ、4 月 12 日、スリランカ財務省が IMF による経済調整プログラムに沿った債務再編が行われるまでの間、対外債務の支払いを一時的に停止する措置を発表するに至った。翌月 18 日には、7,800 万米ドル相当の長期外貨建て国債の利払いの猶予期限を迎え、スリランカで初のソブリン債のデフォルトに陥った。</p> <p>(4) スリランカ政府は、足下のインフレ対策や食料・燃料等の必需品の確保に加え、歳出入改革、国有企業改革、債務再編等に取り組んでいる。足下の観光収入や海外労働者送金の持ち直しにより外貨準備高は緩やかに回復しており、2023 年 4 月末時点で約 27 億ドル（約 1.9 か月分の輸入額に相当）に回復している。IMF との関係では、2022 年 9 月 1 日、支援プログラム（拡大信用供与措置（EFF））についてスタッフレベル合意に達し、2023 年 3 月 20 日の IMF 理事会で同支援プログラムが承認された。4 年間の同支援プログラム期間中に、IMF からスリランカに対し、プログラムの進展に応じ、複数回に分けて合計 29 億ドルが拠出される。また、日印仏の共同議長の下で債権国会合が開催され、主要債権国の間で債務再編について協議がなされている。</p>		

出典：外務省・スリランカ民主社会主義共和国基礎データ(令和 5 年 10 月 19 日現在)(令和年 2 月 26 日最終閲覧)

2) スリランカのタイプ I 環境ラベル

(1) エコラベル・スリランカの概要

スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」は、非営利法人である National Cleaner Production Centre(NCPC) スリランカ²が運営している。このエコラベル・スリランカ制度は、UNEP(国連環境計画)が主導する持続可能な開発を促進する国際パートナーシッププログラム「10 Year Framework Program(10YFP)」の採択プログラムである Consumer Information プログラムの支援プロジェクトに公募し、採用されたことで 2017 年から検討が開始された。2020 年には、タイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である世界エコラベリング・ネットワーク(Global Ecolabelling Network: GEN)に準会員として加盟し、2021 年 1 月に「乳製品」基準の制定をもって、正式に制度が開始された。同年 7 月には「紅茶」基準、同年 9 月には「建設分野向け化学物質及び製品」(塗料、鋼、セメントなど)基準が制定され、8 月には乳製品、10 月には紅茶基準の初めての認証製品が誕生した。さらに、2023 年 9 月には「繊維・アパレル製品」が制定され、合計 4 基準となった。2024 年 3 月現在で 13 事業者、180 以上の製品が認証されている。また、2021 年の GEN 年次総会にて、正会員として承認された。今後の基準策定計画として、本事業にて基準策定支援を進めているホテル、レストランのほか、オフィス機器やその消耗品、オフィス家具、セラミック製品の基準開発を検討している。



エコラベル・スリランカ(タイプ I 環境ラベル)

運営機関である NCPC スリランカは、UNEP・UNIDO (国際連合工業開発機関)クリーナープロダクション³プログラムのもと、2002 年に UNIDO によって設立され、最初の 13 年間は UNIDO からの資金援助のもと運営された。その後、セイロン全国工業会議所(Ceylon National Chamber of Industries (CNCI))及び全国輸出事業者商工会議所(National Chamber of Exporters (NCE))の支援のもと、NCPC スリランカは非営利法人化され、現在では環境ラベル制度のほかに、クリーナープロダクション実現に向けたコンサルティングサービス、各種環境規格の認定、環境に資する人材の育成事業など環境をキーワードとした事業を展開している。また、Sri Lanka Accreditation Board (SLAB)によって要員認証機関の認定規格である ISO17024 の認定も受けている。NCPC スリランカは、政府から独立した機関であるものの、理事会には産業省や環境省などの政府機関のほか、モラトゥワ大学、セイロン全国工業会議所、全国輸出事業者商工会議所などの代表者が指名され、ガバナンスが構築されている。

² <https://www.ncpcsrilanka.org/>

³ 製品の製造工程において、人や環境へのリスクを低減することを目指し、継続的に資源消費量の削減や環境を汚染する廃棄物の発生を抑制する生産技術の考え方。

(2) 認証プロセス

エコラベル・スリランカの製品認証プロセスは以下のとおりである。

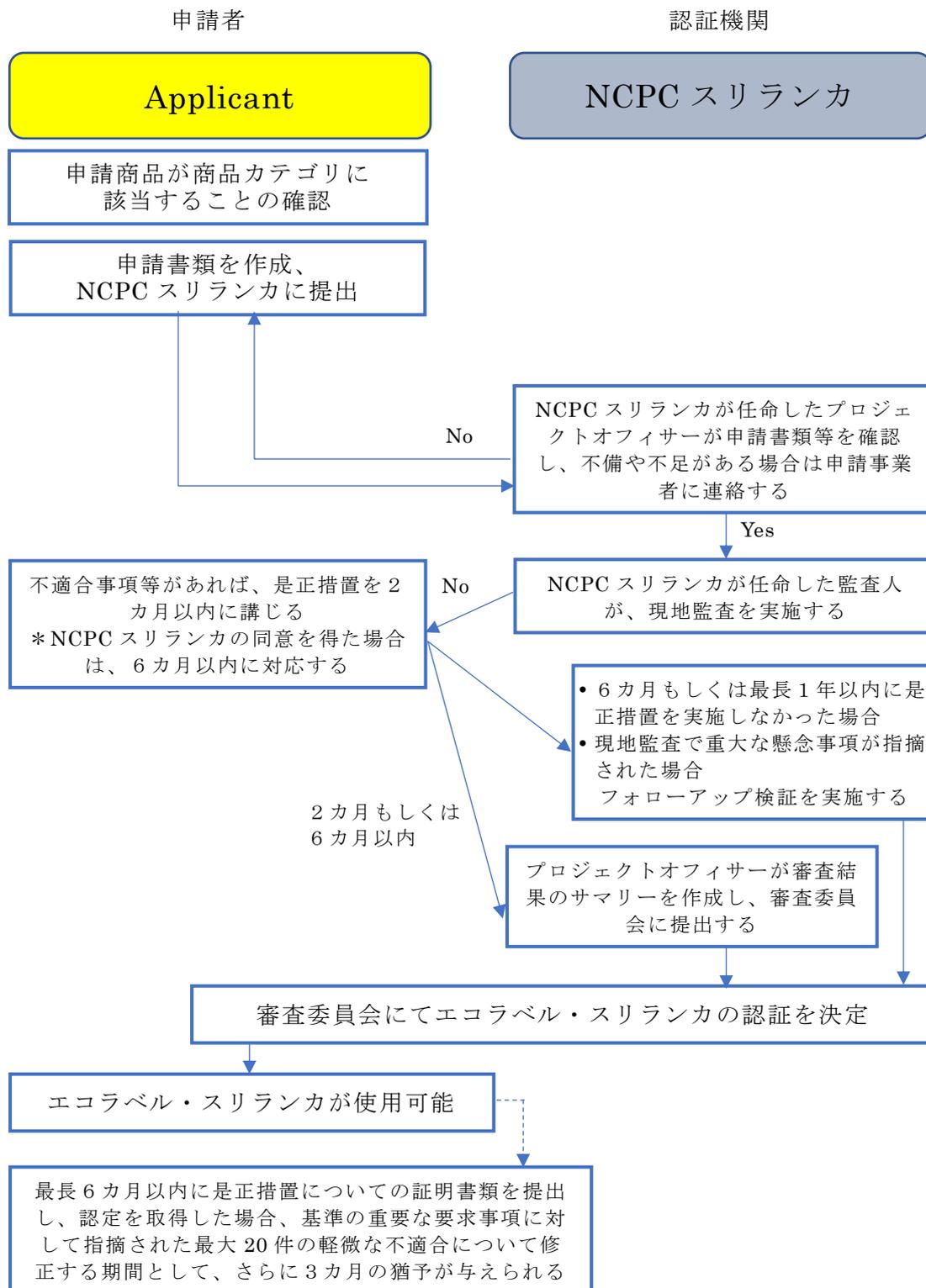


図 2-1-1. エコラベル・スリランカ認証プロセス

(3) 申請手続きの詳細

①認証基準

最初のステップとして、申請検討商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。認証基準書や申請書、各種規定等は NCPC スリランカのエコラベル・スリランカのウェブページ⁴で確認することができる。

②申請書

エコラベル・スリランカの認証登録申請に必要な書類は下記のとおりである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. 申請書(FM-EL-01)

2. 申込者及び申込製品情報登録書(FM-EL-02)

3. 申請製品の認証基準の証明に関する書類及び補足資料

- 申請事業者のビジネスライセンスと登録証明書の両方またはいずれか一方
- 製造事業者の代わりに認証審査を受ける製品の申請委任状(製造事業者の代わりの事業者が申請する場合)：1 通
- 申請製品の申請範囲を示した書類：1 通
- 製造、包装、回収、生産地に関する情報も含めた申請事業者の企業概要を示した書類：1 通
- 事業所の所在地を示した書類：1 通
- 現地監査報告書及び当地の環境推薦書：1 通
- 製造事業者からの認定基準適合宣言書：1 通
- 製品概要書及び写真
- 製品の仕様(図面、材料、部品、仕上げ、性能特性、使用するラベル、使用／設置方法、製品の見本など)を示した書類：1 通
- 製品の製造工程と包装の詳細、及び製造工程のフローチャート：1 通
- 関連する規則及び手順に従った製品ラベル表示の詳細：1 通
- NCPC スリランカが発行した、特定の製品にエコラベルを使用するための許可証の写し、または製品の適合性に関する会社の宣言書(ある場合)：1 通
- 12 カ月未満に実施した試験結果や技術レポート、認証書、もしくはいずれか一つ
- 申請料の支払い

【申請書の提出先】

66/1, Dewala Road, Nugegoda, Sri Lanka E-mail : arjeewaniupendra@gmail.com 電話 : (94) 11 282 2272 Fax: (94) 11 282 2274

③認証審査

認証審査の責任機関は NCPC スリランカであり、審査に係る一連のやり取りは NCPC スリランカが任命するプロジェクトオフィサーが行う。プロジェクトオフィサーは、一般

⁴ <https://www.ncpcsrilanka.org/eco-labeling/>

的に NCPC スリランカの職員が任命される。また、現地監査についても NCPC スリランカ職員が実施し、申請事業者との日程調整も NCPC スリランカが行う。現地監査チームは、手順に従い認証基準との適合状況を提出申請書類とともにチェックし、評価レポートは申請事業者にも共有される。認証基準に係る不備等が指摘された場合は、申請事業者は2カ月以内に是正措置を講じることが求められる。ただし、NCPC スリランカとの協議によって、その是正期間は最大6カ月まで延長可能となっている。プロジェクトオフィサーは、現地監査の評価レポートの結果を受けて、申請製品に関する適合状況をまとめたサマリーを作成し、そのサマリーが審査委員会で諮られ、適合と判断されれば認証となる。また、認証の有効期間は3年間である。

④ 認証期間の更新(再審査)

エコラベル・スリランカの再審査の手続きは、最初の認証取得時と同じである。申請書(FM-EL-01)及び申込者情報登録書(FM-EL-02)とともに申請製品の認証基準の証明に関する書類及び補足資料の提出が必要である。

再審査の申請は、原則、認証期間が終了する4カ月前までにその意向を示さなければならない。認証の有効期限1カ月前までに更新申請がなされない場合、更新意思がないと判断され、認証書に記載された有効期限をもって認証が失効することとなる。

⑤ 定期報告及び監査

NCPC スリランカは、認証製品を有するすべての企業に対して1年に一度、年次調査を実施する。認証製品を保有する事業者が、認証基準の基準要件への適合を確認・管理しているかをチェックするものである。NCPC スリランカより任命されたプロジェクトオフィサーから、年次調査実施3カ月前までに訪問日調整の連絡があり、年次調査の内容は認証取得時の現地監査に近いものとなっている。

(4) 料金

※1 LKR = 0.48 円 2024年2月26日

現在

① 申請料

- ✓ 申請料 : LKR 50,000 (約 24,000 円)
- ✓ 既認証商品への追加料 : LKR 30,000 (約 14,400 円)

② 審査料 : LKR 15,000 /人日 (約 7,200 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

③ 年間使用料 : LKR 190,000 (約 9,120 円)

④ 年次調査料 : LKR 15,000 /人日 (約 7,200 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

⑤ 再審査料 : LKR 15,000 /人日 (約 7,200 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

⑥ 認証書発行料(2枚目より) LKR 5,000 (約 2,400 円)

3) スリランカ GPP

(1) GPP 制度概要

表 2-1-2. スリランカ GPP 状況

GPP 規定法規	<ul style="list-style-type: none"> 国家調達ポリシー(2023年7月公表) 調達ガイドライン 2006 <p>※調達ガイドライン 2019 が公表されているものの(未承認)</p>		
所管官庁	スリランカ環境省 *公共調達の所管はスリランカ財務省	GPP 義務・推奨	義務(見込み)
対象品目の設定	なし	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用見込み	活用環境ラベル名	不明
WTO 加盟	加盟(1995年)	WTO GPA	オブザーバー国

スリランカにおいて、グリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)や持続可能な公共調達(Sustainable Public Procurement: SPP)を規定する法律や規則はないものの、スリランカ環境省及びスリランカ財務省の主導で策定された「国家グリーン調達ポリシー」が 2023 年 7 月に閣議決定された。これは、2022 年に制定された「国家環境アクションプラン 2022-2030⁵⁾」に基づいて策定されたもので、同アクションプランのテーマ 8.10 に SPP の導入が明文化されていた。この国家グリーン調達ポリシーは、環境基準を既存の公共調達プロセス、つまり調達仕様や落札基準に組み込み、政府機関に GPP の導入を要求するものである。調達する物品・サービスは、ライフサイクルを通して既存の製品より環境性能に優れたものであることとし、環境配慮型製品のディレクトリの開発を求めている。物品・サービスの環境基準は、省庁間専門委員会(Interagency expert committee on Green Public Procurement: IAEC-GP)が策定するものとし、使いやすい基準や仕様から始め、徐々に高いレベルの環境性能に基づくものとするとしている。さらに、環境ラベルの活用についても言及し、GPP 制度に求められる枠組みの構築が期待される。今後、本ポリシーに基づく方針を、スリランカの公共調達規則のベースとなっている財務省所管の調達ガイドラインとその下位文書にあたる具体的な手続きを示した調達マニュアルに反映し、正式な GPP の運用が開始されることが期待される。現行の調達ガイドラインは 2006 年に公表された「物品、役務における調達ガイドライン⁶⁾」であり、2019 年 10 月には GPP 導入を盛り込んだ「調達ガイドライン 2019⁷⁾」が公表されたものの、議会の承認が得られず、発効に至っていない。なお、この調達がガイドライン 2019 では、GPP の推進とともに環境ラベルの活用が盛り込まれていることが大きな特徴となっている。さらに、調達ガイドラインの下位文書である「調達マニュアル 2006⁸⁾」の改定版「物品、役務、サービス及び情報システムに関する調達マニュアル 2018(調達マニュアル 2018)⁹⁾」も公表されているも

⁵⁾ https://env.gov.lk/web/images/downloads/policies/NEAP_2022.pdf

⁶⁾ <https://www.treasury.gov.lk/api/file/f91cd0e0-6dab-44d4-b9b7-2c5652ed3390>

⁷⁾ http://www.documents.gov.lk/files/egz/2019/10/2144-68_E.pdf?fbclid=IwAR2D8v8P4Txf_mysEewuSDo17C4AA-7Tli14YX6RPu-uE00XcfXqy30S4U

⁸⁾ <https://www.treasury.gov.lk/api/file/a4b1de27-1848-409b-9551-14df3e441533>

⁹⁾ <https://pdf4pro.com/fullscreen/procurement-manual-201-8-nprocom-gov-lk-5bb4e3.html>

の、前述のとおり、調達ガイドライン 2019 が議会未承認となったままであるため、その実効性は不明となっている。この調達マニュアル 2018 には、GPP 基準策定の優先品目及び基準内容の指針が示されており、GPP 基準の策定は省庁間専門委員会(IAEC-GP)が担うこととなっており、国家グリーン調達ポリシーと同様の内容となっている。これら公表されているものの未承認となっている調達ガイドライン 2019 及び調達マニュアル 2018 が、国家グリーン調達ポリシーを反映させてものとなるのか、まったく新しい文書が制定されるかは、今後の議論次第と推測される。

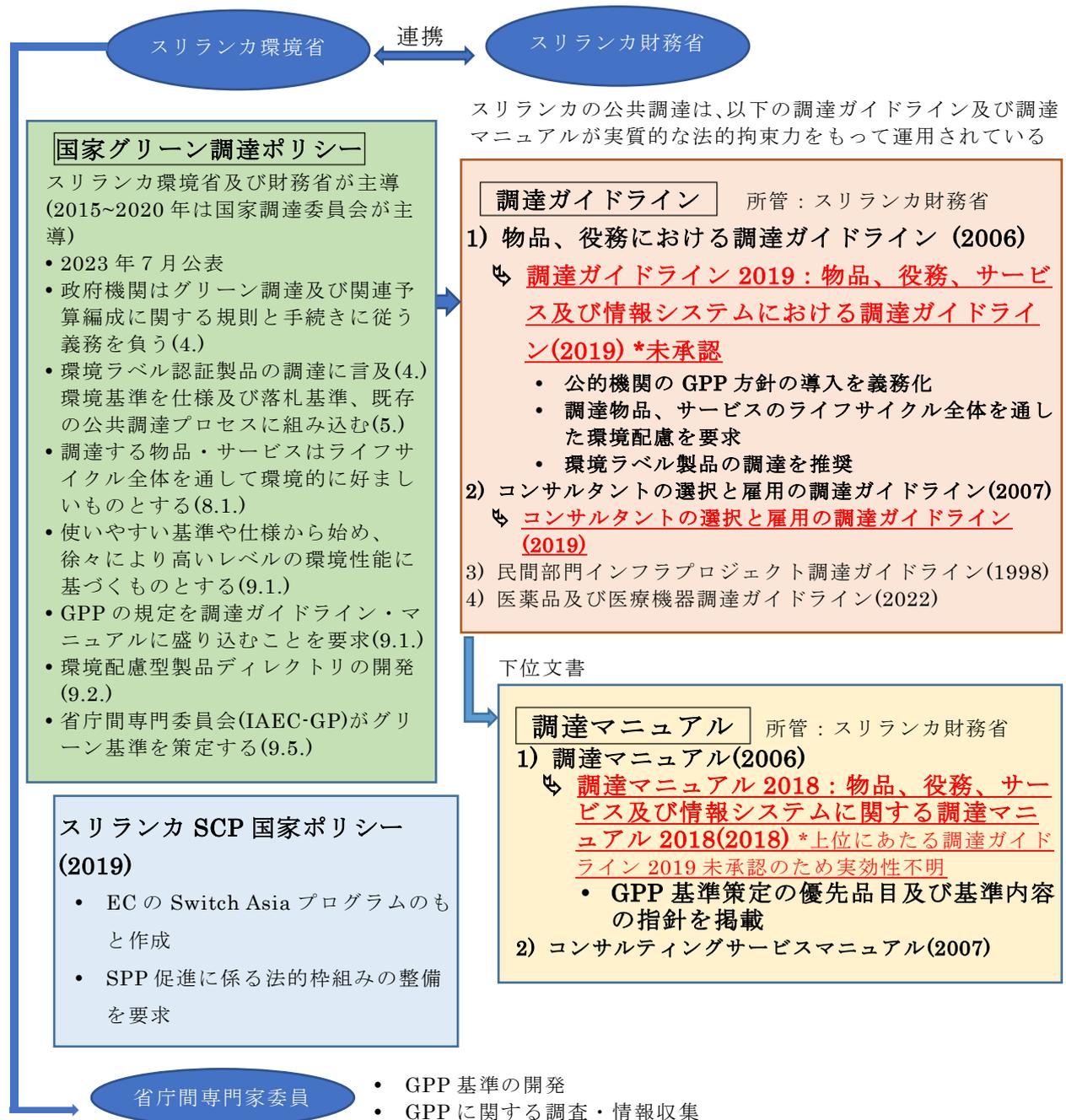


図 2-1-2. スリランカの公共調達の法的枠組み

(2) GPP に活用される環境ラベル

スリランカ環境省では、市場に存在している環境ラベルや認証制度を GPP に活用し、調達担当者がより容易に環境配慮型製品・サービスを調達できるよう、信頼性の高い制度の承認スキーム(またはエコラベルフレームワーク¹⁰)の構築を進めている。その一環でマルチステークホルダー技術委員会(Multi-Stakeholder Technical Committee: MSTC)が組織され、エコラベルフレームワークに係る実務を担当することとなっている。2021年10月現在、市場調査を実施している段階で、既存の環境ラベル等の認証制度の制度や基準に関する情報収集に努めており、この調査結果をもとに本スキームに承認されるための基準が策定される。また、この基準が GPP 基準策定の参考にもされる見込みである。本スキームへの承認を希望する各制度の担当者は、申請書を担当の評価及びモニタリング委員会(EMC)に提出し、基準に適合すると判断された制度にはレコメンデーションが与えられる。その後、そのレコメンデーションをもとに環境省から承認が付与され、承認となった制度の認証製品はデータベースに掲載されることとなる。そして、調達担当者はこのデータベースに掲載されている商品を調達することで、容易に環境配慮型製品を特定できるようになることが期待されている。

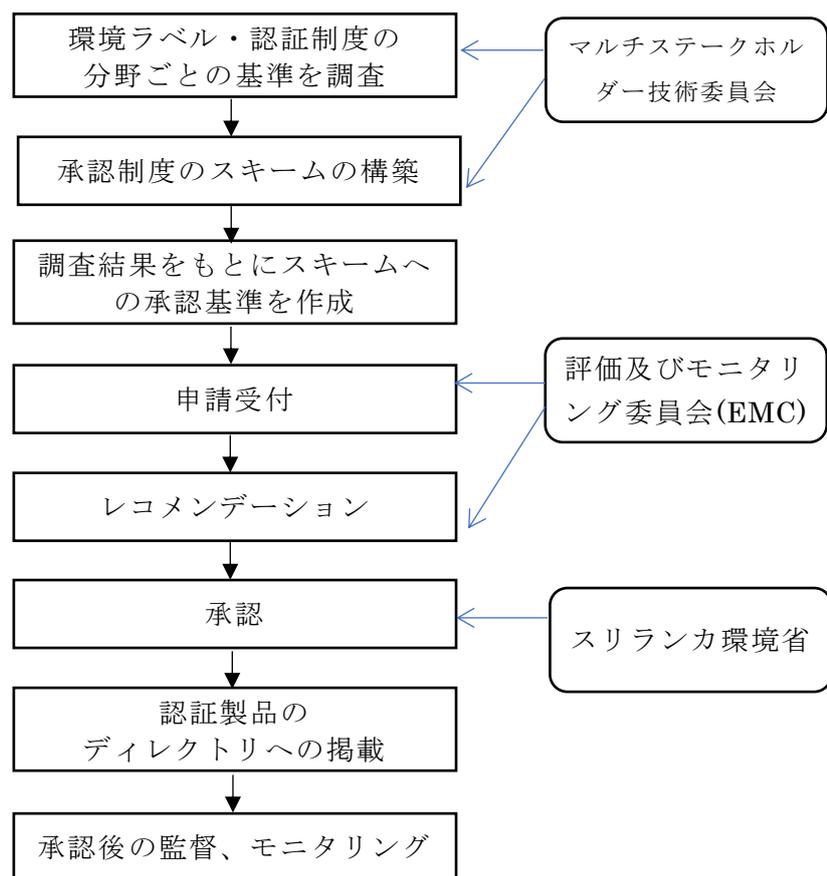


図 2-1-3 : 環境ラベル等認証制度の承認スキーム

¹⁰

https://www.env.gov.lk/web/images/pdf/policies/NATIONAL_FRAMEWORK_ON_ECO_LABELLING_IN_SRI_LANKA_-_English.pdf

2-1-2 オンライン会議及びスリランカ訪問

1) NCPC スリランカとの第一回オンライン会議

[日時]	2023年10月17日(火) 13:30~15:00 (10:00~11:30 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none">• Mr. Gamini Gunasekara (Chairman, NCPC Sri Lanka)• Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka)• Ms. Upendra Arjeewani (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka)• Ms. Tharushika Herath (NCPC Sri Lanka)
	<ul style="list-style-type: none">• 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 鎮西 武• 同 環境専門調査員 阿邊 雄• 同 製品対策・グリーン契約推進係長 濱本 龍大• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
[言語]	日-英語逐次通訳

(1) 協議概要

スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」を運営する NCPC スリランカからの要望を踏まえ、日本側より 2023 年度の実施内容について提案し、実施計画について意見交換を行った。

(2) 協議内容

①日本のグリーン公共調達制度、エコマーク制度の最新動向

エコマーク事務局より、日本の GPP と環境ラベル制度の直近一年間の進捗について説明した。エコマーク制度については、基準数や認定商品数、企業数などの最新情報のほか、ISO17065 の認定取得、電子申請システムの構築等の最新トピックについて情報共有を行った。日本の GPP 制度については、改めて日本の法的枠組みや運用方法に触れ、前年度からの変更点について説明を行った。

②スリランカのグリーン公共調達制度(GPP)、環境ラベル制度の最新動向

NCPC スリランカの Ms. Upendra Arjeewani より、エコラベル・スリランカ制度の最新動向について説明がなされた。主な内容は以下のとおりである。

- 9月に新しく「繊維・アパレル製品」基準が制定され、現在、合計4基準となった(そのほかの3基準は、乳製品、紅茶、建設分野向け化学物質及び製品)。
- 紅茶基準では、スリランカの輸出シェア 10%を有する Jafferjee & sons (Pvt) Ltd が認証を取得している。
- 建設分野向け化学物質及び製品については、日本ペイントのほか、Eltaro Roofing Products Limited という会社が認証を取得した。
- 繊維・アパレル製品基準では、Hayleys Fabric PLC と Teejay Lanka PLC が認証を取得し、2社とも輸出向けの製造事業者で、2社でスリランカの輸出シェア 50%を誇る。

- エコラベル・スリランカでは、輸出製品にフォーカスした戦略を採っている。
- 繊維・アパレル製品基準の策定プロセスでは、モラトゥワ大学、スリランカ投資委員会 (Board of Investment : BOI)、スリランカ輸出開発委員会 (Export Development Board : EDB)、スリランカ繊維及びアパレル研究所 (SLITA) のほか、民間企業では Noyon Lanka など多くのステークホルダーが技術委員会に参加した。
- 2023年9月13日に理事会にて繊維・アパレル製品基準が承認され、10月から申請を受け付け、2社が認証を取得している状況である。
- NCPC スリランカでは、経営層を対象にしたハイレベルフォーラムを定期的で開催しており、産業大臣が参加した8月の開催のほか、現在では2つのフォーラムの開催を予定している。一つは、環境省の参加を予定しているフォーラムで4月末までの開催を目指している。もう一つは、EUの商工会議所との開催で、欧州への輸出業者を対象としたものとなる。
- 2023年には、事後管理の一環としてすでに3社の認証取得企業の監査を完了しており、他に4社への監査を予定している。
- NCPC スリランカも ISO17065 の認定取得を進めており、4つの審査のうち3つが完了している。また、ISO17065 に関するスタッフの研修も併せて実施している。
- GIZ のプロジェクトに参加し、新しい基準策定に向けて調整している。
- エコラベル・スリランカに特化したウェブサイトの作成を検討している。
- 記事や業界誌などへの寄稿も積極的に行い、普及に努めている。
- GPP では、GPP ポリシーが内閣にて承認された。今後は、環境省が中心となって、NCPC スリランカも協力しつつ、制度開始に向けて調達する優先品目の選定を進め、エコラベル・スリランカを活用した運用を推進していきたいと考えている。

<質疑応答>

日本) 繊維・アパレル製品基準の策定には、どのくらいの期間を要したのか。

→スリランカ) 約3カ月で策定された。業界からの要望があったことが大きく、毎週技術委員会との会議を行っていた。

日本) GPP ポリシーが内閣で承認され、優先品目をこれから決めていくとのことだが、どういった品目が対象となるのか。

→スリランカ) 環境省との非公式の会議では、現在、環境省がリサーチを進めており、完了後、GIZ と協力して進めていくと聞いている。紙製品などが対象になるだろう。また、エコラベル・スリランカは輸出製品にフォーカスした戦略であるが、GPP リストが作成されれば、国内販売製品に対しても注力していく方針である。

③2023年度取組内容について

NCPC スリランカより提案された技術協力の内容に基づいて、日本側より今年度の実施内容について提案した。提案内容と決定事項は下記のとおりである。

< 2023 年度の技術協力の提案内容 >

Activity	Timeline
Activity 1 : ホテル、レストラン分野の基準原案の作成	2023 年 3 月
Activity 2 : 訪スリランカでの活動	2023 年 12 月～ 2024 年 3 月

④2024 年度の技術協力について

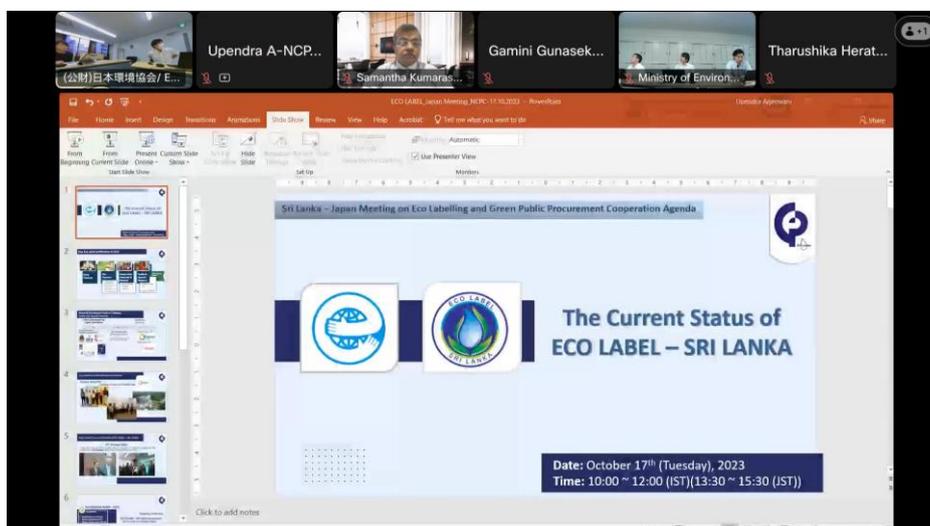
2024 年度以降の技術協力について NCPC スリランカに意向を確認した。

- GPP の優先品目として電子機器が対象になることが予想され、電子機器の多くは日本から輸入されている。画像機器などの基準策定とともに、将来的な相互認証の構築も含めて継続的に支援いただくと大変有難い。
- GPP の優先品目は検討段階であり、GPP リストが一定の方向性を確認できた段階で、改めてどの品目の基準策定に支援いただくか、情報交換しながら検討できるとよい。

(3) まとめ

今年度の技術協力とその進め方について

- ✓ NCPC スリランカも日本の提案に合意した
- ✓ 訪スリランカは、2024 年 1～2 月の実施を目指し、双方で調整することとする
- ✓ NCPC スリランカは、ホテル業界のイベントカレンダーを確認する。ホテル業界も日本からの代表団が来るとなれば、何かしらのイベントを開催することで、関心を集めることができる。





会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

2) NCPC スリランカとの第二回オンライン会議

[日時]	2024年2月2日(金) 13:30~14:30 (10:00~11:00 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Gamini Gunasekara (Chairman, NCPC Sri Lanka) • Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka) • Ms. ACSI Mumthas (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka) • Ms. Tharushika Herath (NCPC Sri Lanka)
	<ul style="list-style-type: none"> • 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 鎮西 武 • 同 環境専門調査員 阿邊 雄 • 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志 • 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
[言語]	日・英語逐次通訳

(1) 協議概要

2023年10月17日に実施した第一回日スリランカ会議及びメール等を通じて調整を進めてきたスリランカ訪問に関するスケジュールや実施内容等について確認を行うとともに、2024年度の技術協力に関する要望について意見交換を行うための第二回日スリランカ会議を開催した。

(2) 協議内容

①訪スリランカの日程確認

2月14日~16日に予定しているスリランカ訪問のスケジュールについて確認を行った。主な確認事項は以下のとおりである。

- 14日(水)午前のGPPトレーニングに関するイベントについては、GIZが主催し、詳細はGIZから確認する。
- 午後に予定しているNCPCスリランカとの打ち合わせは、NCPCスリランカの事務所にて行う。
- 夕方以降に予定しているCEOフォーラムは、スリランカ環境省のセクレタリー(高官)の参加が確定した。さらに、80名程度の政府関係者、エコラベル・スリランカのステークホルダー、及び認証取得見込み事業者らが参加する予定。
- エコマーク事務局には、環境ラベル取得における国際的に見た重要性などについて発表してもらいたい。
- CEOフォーラムのより詳細な情報は、後ほど共有する。
- 15、16日のホテル・レストラン事業者への訪問については、未確定のところもあるものの、大規模ホテルとしてシナモン(Cinnamon)グループ、中規模ホテルとしてタンジェリン(Tangerine)グループのホテルとのアポイントを調整している。16日はオーガニックレストランのランバレストランの訪問を予定。
- 日程調整によっては、訪問順が前後する可能性があるが、今週後半にホテル名や所在等の情報を共有する。

- ホテル・レストラン現地事業者への打診に際し、基準原案を共有したいため、エコマーク事務局は基準原案が完成次第、NCPC スリランカに送付する。

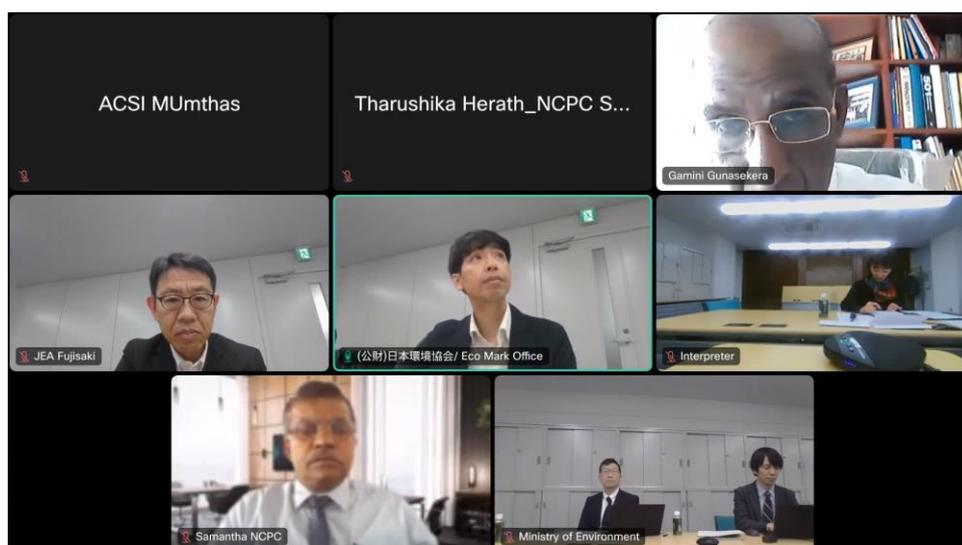
②2024 年度以降の技術協力について

NCPC スリランカより、2024 年度以降の技術協力についての要望が以下のとおり示された。日本からは、NCPC スリランカからの要望に基づき技術協力を継続していく方向を示したものの、双方で協議を進めながら進めていくこととした。

- ① 今年度、日本から策定支援をいただいているホテル及びレストラン基準について、普及促進に注力したい。日本からエコマーク事務局もスタッフがスリランカに渡航し、認証取得の見込みがあるホテル・レストラン事業者に訪問しての紹介のほか、CEO フォーラムを開催できるとよい
- ② ホテル・レストラン基準の NCPC スリランカの認証業務を担当するスタッフ、及び外部の監査人へのトレーニング。可能であれば、日本を訪問し、実際に現地監査に立ち合わせさせていただけるとなお望ましい
- ③ サービス分野拡大を見据え、スーパーマーケットやショッピングモール等の基準策定
- ④ GIZ とも相互認証に関する支援を検討しているが、日本からスリランカに輸入される品目をターゲットにした相互認証についての支援
- ⑤ NCPC スリランカで策定している、新基準についても助言をいただけるとよい

(3) まとめ

- ✓ エコマーク事務局は基準原案が完成次第、NCPC スリランカに送付する
- ✓ NCPC スリランカは、スリランカ訪問のスケジュールについて適宜エコマーク事務局に報告する
- ✓ 2024 年度以降の技術協力については、NCPC スリランカからの要望に基づき、双方で継続協議する



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

3) 訪スリランカ技術支援

訪スリランカ技術支援は、2024年2月14日(水)~16日(金)の3日間にわたり実施した。エコラベル・スリランカのホテル及びレストラン基準案の作成支援にあたり、インターネット調査だけでは把握することができない、スリランカの両産業における実情について情報収集するため、以下の現地事業者を訪問し、ヒアリングを行った。また、訪スリランカに際し、現地事業者の訪問のほか、NCPC スリランカの要望で GIZ が主催したトレーニングワークショップ、NCPC スリランカが主催した CEO フォーラムにゲストとして参加し、日本の GPP 及び環境ラベルの取組等について発表を行った。

訪スリランカ技術支援にあたっては、GPP 制度や環境ラベル制度に関する知見等を有する学識経験者として、グリーン購入法の特定調達品目検討会委員及び、エコマークの委員を長年務めて頂いている国立研究開発法人国立環境研究所の藤井 実氏を選定し、基準案の作成をはじめ、技術支援全般について助言をいただいた。

表 2-1-3. 訪スリランカスケジュール

日時	訪問先	備考
2/14 (水)	8:30~ 14:00 トレーニングワークショップ Green Public Procurement for Sri Lanka 会場：Kingsbury Hotel	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ国際協力公社(GIZ)が主催する GPP 及び環境ラベルに関するトレーニングワークショップ 両制度に関連する省庁、団体担当者、約 60 名が参加
	17:00~ 19:00 CEO Forum on Eco Labelling & Awarding Eco Label Certificates 会場：Galadari Hotel	<ul style="list-style-type: none"> NCPC スリランカが主催するエコラベル・スリランカに関心の高い企業の代表者を対象にしたフォーラム NCPC スリランカの認定証授与式も開催 スリランカ環境省高官、在スリランカ日本国大使館 公使などの主賓のほか、約 80 名参加
2/15 (木)	9:30~ 12:30 Cinnamon Bentota Beach Hotel(スリランカ・ベントタ)	<ul style="list-style-type: none"> スリランカの高級ホテルチェーンブランドである Cinnamon Hotels & Resorts のホテルの一つ スリランカに9つのリゾートホテル、4つのシティホテルを有する
	15:45~ 17:30 Royal Palms Beach Hotel (スリランカ・カルタラ)	<ul style="list-style-type: none"> スリランカの中規模ホテルグループ Tangerine グループの主要ホテルの一つ スリランカで5つのホテルを運営
2/16 (金)	8:30~ 13:30 NCPC スリランカ 会場：Union Chemical Lanka PLC	<ul style="list-style-type: none"> 策定支援を行っているエコラベル・スリランカのホテル・レストラン基準案の方向性、基準内容、認証方法について議論 2024 年度以降の技術支援実施に向けた協議

	11:30~ 13:30	Ranbath Organic (スリランカ・コロンボ)	<ul style="list-style-type: none">• オーガニック及びビーガンに対応したスリランカ料理レストラン• コロンボにある1店舗のみ運営
--	-----------------	------------------------------	--

(1) トレーニングワークショップ Green Public Procurement for Sri Lanka

[日時]	2024年2月14日(水) 9:00~13:30
[会場]	Kingsbury Hotel (スリランカ・コロンボ)
[主催]	ドイツ国際協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit: GIZ)
[出席者] ※敬称略	スリランカ環境省、財務省、国家調達委員会(National Procurement Commission: NPC)、省庁間専門家委員会(Inter-Agency Expert Committee: IAEC-GP)、マルチステークホルダー技術委員会(Multistakeholder Technical Committee: MSTC)、スリランカ認定委員会(Sri Lanka Accredited Board: SLAB)、NCPC スリランカ、GIZ など約 60 名 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸
言語	英語

ドイツの国際協力機関である GIZ が、ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省(BMUV)の支援を受けて東南アジア地域を対象に実施している Sustainable Consumption and Production (SCP) Outreach プログラムの採択プロジェクトである Next Five プロジェクトの一環として、スリランカにおける GPP 制度の構築と促進を目的としたトレーニングワークショップを 2024 年 2 月 14 日にスリランカ・コロンボにて開催した。GIZ が展開する Next Five プロジェクトは、GPP 制度やタイプ I 環境ラベル制度が未構築であるスリランカのほか、ブータン、カンボジア、ラオス、そしてベトナムを対象としており、財政支援のほか知見共有などの技術支援も実施している。本イベントは、2023 年 7 月に公表された「国家グリーン調達ポリシー」を踏まえ、スリランカで未構築である GPP 制度をどのように設計、構築していくかについて、学術的知見に加え、実践的見地から議論するトレーニングワークショップである。その実践事例の知見共有として、日本政府による GPP 制度と環境ラベル制度が機能的に連携し、特にアジア地域でベストプラクティスとして認識されている日本の取組について、本調査業務の受託者である公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局から解説を行った。今回の参加は、NCPC スリランカへの技術支援を目的としたスリランカ訪問に際し、GIZ プロジェクトの支援機関の一つである NCPC スリランカから、日本の取組を学びたいとの強い意向を受けて実現したものである。今回のスリランカ訪問に同行いただいたエキスパートである国立研究開発法人国立環境研究所の藤井 実氏をはじめ、エコマーク事務局から参加した 2 名も正式に特別なゲストとして招待され、イベント冒頭で、スリランカの伝統的な舞踊による歓迎式典で迎えられた。

最初に、スリランカ環境省経済企画・環境課長の Ms. Kumudini Vidyalankara から、スリランカにおける環境政策の展望が共有された。スリランカでは、2050 年までにグリーン

ン経済への移行を目指しており、GPP 制度の構築はその目標に大きく貢献すると述べ、スリランカが GPP に取り組む意義を強調した。さらに、同じく 2050 年までにネットゼロの実現も目標に掲げ、気候変動法を制定予定であること、パリ協定批准国が提出するスリランカの「温室効果ガスの排出削減目標(Nationally Determined Contribution: NDC)」の達成にも強いコミットメントを示していることが述べられた。これらの目標を達成するため、スリランカでは 2022 年に「国家環境アクションプラン 2022-2030」が制定され、テーマ 8.10 に SPP の導入が明文化されたことで、2023 年 7 月 24 日に国家グリーン調達ポリシーの閣議決定に至ったと、その経緯についても触れた。今後は、グリーン調達に関するアクションプランの策定を進める意向が示された。

続いて、GIZ の Ms. Wilasinee Poonuchaphai より、Next Five プロジェクトの概要のほか、GPP のコンセプトや GPP 制度構築により期待される経済及び環境効果、中国や EU の GPP 制度を取り巻く環境政策やその経緯など、実践的な実施戦略について発表があった。

ドイツの研究機関エコインスティテュートの Dr. Tobias Schleicher は、GPP 制度の効果的な制度設計と運用方法を世界の優良事例を参考に体系化した研究内容を紹介し、スリランカの実情に合わせた最適解を議論していく重要性を説いた。

エコマーク事務局の小林からは、日本のグリーン購入法制定までの経緯や法的枠組み、環境ラベルとの連携事例について共有したのち、エコマーク事務局で長年調査している世界の GPP と環境ラベルの関連をまとめた調査結果を紹介し、環境配慮型製品の供給が不十分な発展途上国が取り組むべき方向性について、他国の事例を含めて解説した。

最後に、参加者全員からスリランカへの GPP 制度導入に向けた課題と最初に取り組むべき施策についてのオープンディスカッションを行い、スリランカが取り組むべき論点を整理した。



トレーニングワークショップの様子

(2) CEO Forum on Eco Labelling & Awarding Eco Label Certificates

[日時]	2024年2月14日(水) 17:00~19:00
[会場]	Galadari Hotel (スリランカ・コロンボ)
[主催]	National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ
[出席者] ※敬称略	スリランカ環境省、エコラベル・スリランカ認証保有企業、エコラベル・スリランカに関心のある事業者、関連機関など約80名 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸
言語	英語

NCPC スリランカは、エコラベル・スリランカに関心のある事業者の代表者や関連機関の担当者を招き、"Eco Label: One Step, Great Change - Join the Transformation"と銘打った CEO フォーラムを2月14日に GIZ の協力のもと開催した。本フォーラムでは、スリランカ環境省長官及び在スリランカ日本国大使館 公使を主賓に迎え、環境ラベルがもたらす経済効果やその環境的意義について産業界に広く働きかけることを目的としており、約80名が参加した。今回のスリランカ訪問に同行いただいたエキスパートである国立研究開発法人国立環境研究所の藤井 実氏をはじめ、エコマーク事務局から参加した2名も正式にゲストとして招待され、登壇した全ての発表者の挨拶のなかで、日本からのゲスト全員の名前が読み上げられて謝辞が述べられるなどの歓迎を受けた。また、本フォーラム冒頭のスライドでは、協力団体として、本調査業務の技術支援のオーガナイザーである日本国環境省もクレジットされ、その協力に対して謝辞が述べられた。

最初に、GIZ の Mr. Wilasinee Poonuchaphai からは、環境ラベルが経済に及ぼす影響とともに、環境ラベルの基礎情報が解説された。また、政府が率先して環境配慮型製品を調達する GPP 制度が国際的に大きな関心を集め、世界各地でその取組が展開され、環境ラベルが実効性確保のため重要な役割を担っていることを説明した。

続いて、スリランカ環境省長官である Mr. B.K Prabath Chandrakeerthi が登壇した。同氏は、スリランカ政府が掲げるグリーン経済への移行やネットゼロといった政策目標に向けて、ISO14024 に則ったタイプ I 環境ラベルエコラベル・スリランカが果たす役割について言及し、製品の環境配慮を通じてスリランカの消費者の意識変容を促す必要性についても強調した。

エコマーク事務局からは、タイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である GEN の運営に長年携わってきた経験から、環境やサステナビリティへの考慮がスタンダード化してきている国際動向を踏まえた環境ラベルの重要性を解説するとともに、今後も世界的に淘汰が進むであろう環境ラベルにおけるタイプ I 環境ラベルの優位性についても言及した。

NCPC スリランカの CEO である Eng. Samantha Kumarasena は、ISO14024 に則ったスリランカで唯一のタイプ I 環境ラベルであるエコラベル・スリランカについて紹介した。エコラベル・スリランカでは、現在、乳製品、紅茶、建材、繊維・アパレル製品の基

準を制定し、2022年にはGENの正会員に昇格して国際的なステータスを獲得したと述べ、今後、オフィス機器やその消耗品、セラミックに関する基準の策定計画があると語った。

その後、エコラベル・スリランカの最新基準である繊維・アパレル製品基準と紅茶基準の認証を新たに取得した事業者に向けた認定証授与式が行われた。スリランカの繊維業界においても有数の企業であるHayleys Fabric PLC及びTeejay Lanka PLC、紅茶基準についてはQuick Tea Pvt Ltdにエコラベル・スリランカの認定証が授与された。本CEOフォーラムの最後には、授与式に参加したHayleys Fabric PLC及びTeejay Lanka PLCからエコラベル・スリランカの取得に至った経緯や期待される効果が共有されたほか、共に製造段階における消費エネルギーや有害物質の削減のほか、CO2排出量の算定、地域社会への貢献など幅広い取組が評価されたことが紹介された。



CEO フォーラムの会場の様子



CEO フォーラムの様子

(3) Cinnamon Bentota Beach Hotel

[日時]	2024年2月15日(木) 10:00~13:30
[場所]	Cinnamon Bentota Beach Hotel (スリランカ・ベントタ)
[出席者] ※敬称略	Cinnamon Bentota Beach Hotel 支配人、サステナビリティ担当、調理部門責任者、エンジニアリング担当、グリーンハウス担当、生物多様性担当など7名(名刺を持っておらず、名前は不明) NCPC スリランカ Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka) Ms. ACSI Mumthas (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka) Ms. Tharushika Herath (NCPC Sri Lanka) 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸
[言語]	英語

ヒアリングは、ロビー応接で支配人、サステナビリティ担当から説明を受けたのち、調理場、グリーンハウス、飲料水充填などの現場を視察しながら、各部署の現場責任者に話を聞くスタイルで実施した。

なお、本項における章立ては、エコマークのホテル及びレストラン基準をベースに作成を支援しているエコラベル・スリランカのホテル及びレストラン基準案における評価カテゴリごとに整理している。また、評価カテゴリの和訳はエコマーク基準で採用している表現である。

①ホテル基礎情報

- 部屋数：155
- シナモングループでは約 50 ホテルあるが、全ホテルで ISO 認定を取得している。
- シナモングループのホテルでは ISO と Travelife¹¹の認定・認証取得が義務となっている。
- 欧米のゲストからの環境・サステナビリティに関する要求は高い。
- 認証はツアー会社からも要求されており、我々の KPI に沿ったものであればその他の認証取得も検討する可能性はある。
- ゲストへの周知としては、国内ではトリップアドバイザー、海外ではブッキングドットコム、ドイツのホリデーチェック、グーグルを活用している。

¹¹ オランダに本部をおくツアー事業者や旅行会社を対象にサステナビリティについて審査を行う国際認証団体 Travelife のホテルのサステナビリティを評価する同名の認証制度

②Eco friendly hospitality／お客様とのエコ活動

a. 食材の調達：環境ラベル認証を受けた食材の使用など

- 野菜や魚などの食材については、輸送による CO2 削減のため、できる限り約 20km 圏内のローカルサプライヤーから調達している。
- オーガニック食材は、Sri Lanka Standards Institution (SLSI)の認証やヨーロッパの認証機関が実施している認証制度(SRI LANKA ORGANIC AGRICULTURE など)、Good Agriculture Practice(GAP)などがある。
- コーヒーなどのサステナビリティ認証やフェアトレード認証などは不明だが、リストをもらえれば調べてみることも可能。
- エコラベル・スリランカの認証を取得している乳製品、紅茶などは調達していない。

b. その他

- グリーンハウスと名付けた敷地内の農場にて野菜を栽培し、ゲスト用のサラダ等に活用している。ホテルで使用する野菜の約 30%をカバーしている。
- グリーンハウスの温度は 26~27℃、湿度は 50%に設定。一面の壁に水を滴らせ、一方の壁面に巨大なファンを設置、その反対側の壁面に風の出口を設置することで風を循環させ、温度の安定を図っている。ファンは夜間には停止している。
- Fork to Farm というコンセプトで、資源循環の一環として取り組んでいる。
→UNEP の One Planet Network、EU でも Fork to Farm コンセプトを推奨
- 土を使用しておらず、水だけで栽培(地上 1 m ほどの高さに設置された、金属製の育苗器で生育)。Ph 値を管理し、適宜、肥料の量を調整している。



グリーンハウスの様子

③Eco-friendly fixtures and equipment in guestrooms／エコな備品・設備をつかう

- プラスチックは、ゲストルーム用の飲料水で使用するペットボトル以外、極力減らしている。なお、レストランでは、ホテル内で繰り返し洗浄
- 充填する方式のリターナブル瓶で水を提供している。その他には木のフォークや紙製ストローなどを使用している。

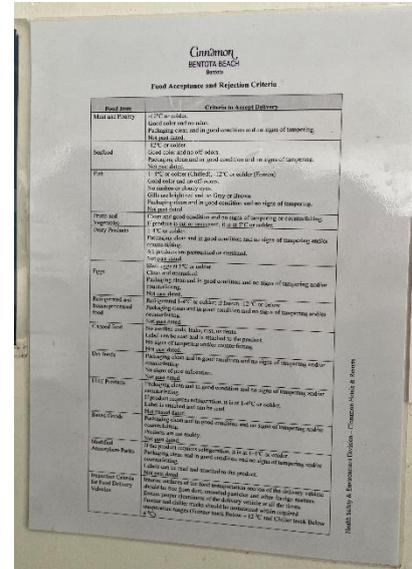
④Waste reduction / recycling／ごみを減らす

a. 食品廃棄物

- 食品廃棄物の重量は毎日計測し、朝、昼、夜に分けて毎日サマリーを作成している。
- 計測器は、廃棄物保管場所の近くに近日中に新しく設置する予定。
- 食品廃棄物については、近隣の養豚場などの飼料として無料で提供しており、専用の冷蔵庫で保管し、毎日業者が回収していく。業者側にもメリットがあるため、回収費用は支払っていない。
- 食品廃棄物を提供している養豚場から食材は調達していない。
- 料理長のレシピに応じて、発注量などの発注管理を行い、無駄が発生しないよう心掛

けている。

- 食品廃棄物を減らすため、buffetでも注文に応じて料理を提供するメニューも設定している。
- 調達する食材については、サイズや状態を入荷時や契約時にチェックするとともに、どういったものが必要かサプライヤーに指導も実施し、無駄が発生しないようにしている。
- サプライヤーを選定する際は、現地で確認も行っている。
- 近隣のホテルグループ間で在庫管理を共有しており、融通しあうことで在庫の最適化を図っている。余ったものはサプライヤーに返却する。
- 在庫(インベントリ)はコンピューターで管理している。
- 在庫の置き場所も整理整頓されており、品目毎に賞味/消費期限の古いものから前進陳列で使うようになっていた。そのためか、ホテルの規模に比べて在庫量が非常に少なく感じた。
- なお、食事を提供するホテルとして HACCP¹²認証を取得しており、これに基づいて衛生管理が行われていた。食品を取り扱うエリアへの入室は関係者のみに制限され、コンタミネーションを防ぐために、下処理、加熱調理などの工程ごとに部屋が分けられており、切るものによって、まな板の色を変えるなど徹底した管理が行われていた。



納品エリアに掲示されていた食材の受入基準

b. 食品廃棄物以外の廃棄物の分別、リサイクル

- ISO14001 及び ISO22000(食品安全マネジメントシステム：FSMS)¹³の認定を取得しており、要求事項により廃棄物はガラス、プラスチック、紙、セラミック、オイルなどに分別している。
- 廃棄物の分別については、政府の規則で定められているものではなく、分別によりコストメリットがあることも要因で徹底している。
- 政府のダンプ施設でインフォーマルセクターの人々によって分類されている。
- オイルは外部のサプライヤーに提供し、バイオディーゼルにリサイクルされている。

¹² Hazard(危害)Analysis(分析)Critical(重要)Control(管理・制御)Point(点)の頭文字の略で、食品の安全を確保するための衛生管理手法

¹³ 食品安全マネジメントシステムに関する国際規格。HACCPの食品衛生管理手法をもとに食品安全のリスクを低減し、安全なフードサプライチェーンの展開を実現する(出典：一般財団法人日本品質保証機構 HP)



廃棄物分別ビン



廃棄物保管エリア

c. 減量化や再使用、リサイクル、分別、コンポスト化など廃棄物に関する取組のスタッフへの周知

- エンジニアリング、エネルギー、サステナビリティに関するトレーニングをスタッフに実施しており、活動をスタッフが見ることができる場所で紹介している。
- ミニマムウェイストデーを設定し、スタッフの廃棄物に関する意識を向上させる取組を行っている。

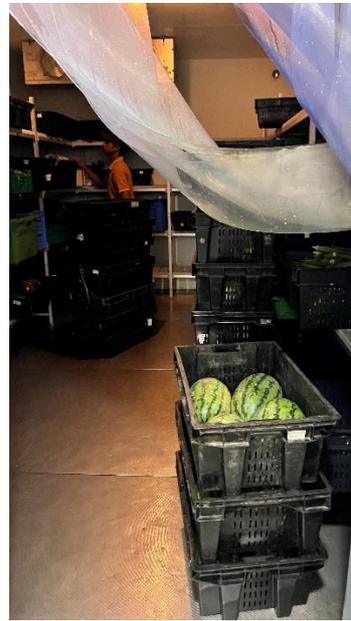
⑤ Energy saving / 省エネ

a. エネルギー使用量の把握、計画

- 冷蔵庫の温度などは3時間ごとに計測し、冷蔵庫横にかかっているチェック表に記録したうえで、さらにデータ入力している。
- 肉、魚、野菜などで冷蔵庫を分け、適切な温度で管理できるようにしている。



3時間ごとの冷蔵庫の温度記録



野菜室

- エネルギーの使用量は、毎月、本部のサステナビリティチームに送付し、KPIに基づき管理している。
- ESG アクションプランが本部によって設定されている。

- エネルギー使用量などは、年度ごとにベンチマークを設定し、計画立てて削減を図っている。例えば、前年度から5%減らすなどである。
 - また、ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)¹⁴を導入しており、エネルギーの削減に努めている。
- b. 建物の断熱化を行っているか、もしくは計画がある
- 複層ガラス(ペアガラス)は設置していない。
- c. エネルギー使用量の見える化(スタッフへのトレーニング)
- 基本的なガイダンスは、入社時に実施する。
- d. その他
- ガーデンスペースにある照明にソーラーパネルを設置し、電力を賄っている。

⑥Water saving／節水

- 下水を処理し、スプリンクラーなどに活用している。
- 下水については、政府の施設で処理されることが義務化されており、一定の費用を支払っている

⑦General environmental consideration on facility operation／エコな施設運営

- a. 環境方針を定め、それを達成するための環境目標、計画の実施状況を確認しているか
- 環境ポリシー、サステナビリティポリシーを作成し、ウェブサイト公開している。
 - ISO22000、ISO14001の認定を取得している。
- b. 社会貢献活動
- 地域の小学生約120名に対して昼食を提供するプログラムを実施している。
 - グリーンガーデンでは、小学生の勉強の一環として見学を受け入れている。
 - このエリアでは運河が作られており、運河内にネットを張り、プラスチックボトルなどの廃棄物を回収する取組を行っている。回収したプラスチックは、本プログラムを主導している繊維企業がリサイクルし、その企業に費用を支払うこととなっている。なお、本プログラムには政府も関わっている。
 - 生物多様性の保護には力を入れており、マングローブの保存に取り組んでいる。マングローブは多くの生き物の拠りどころになっているだけでなく、土壌の保存や津波を緩和させる効果もある。マングローブエコシステムと呼ばれる。
 - CSRのための予算もあり、地域の環境を守るために使われている。
 - シティホテルで生物多様性の取組ができるスペースがないホテルは、外部のプロジェクトに参加することも多い。
 - 地域の職人が作る工芸品を空きスペースを提供し、販売してもらっている。特に場所代などは徴収していない。
- c. エアコン・冷蔵庫の地球温暖化係数(GWP)
- エアコン(空調)はセントラルシステムを採用しており、冷媒はR-134である。磁気を

¹⁴ ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもので、要素技術としては人や温度のセンサーと制御装置を組み合わせたもの(出典：環境展望台HP)

使用するコンプレッサーを使っており、省エネ性能が高い。

d. その他

- このホテルでは、LEED プラチナム認証を取得している。
- CO2 は、本部にデータを送付し、本部のサステナビリティチームが算定している



打ち合わせの様子



集合写真

(4) Royal Palms Beach Hotel

[日時]	2024年2月15日(木) 15:00~17:30
[場所]	Royal Palms Beach Hotel (スリランカ・カルタラ)
[出席者] ※敬称略	Royal Palms Beach Hotel 支配人、サステナビリティ担当、ランドリー部門責任者、エンジニアリング担当、グリーンガーデン担当など5名(名刺を持っておらず、名前は不明) NCPC スリランカ Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka) Ms. ACSI Mumthas (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka) Ms. Tharushika Herath (NCPC Sri Lanka) 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸
[言語]	英語

ヒアリングは、応接室で支配人、サステナビリティ担当から説明を受けたのち、調理場、オーガニックガーデン、廃棄物保管場所などの現場を視察しながら、各部署の現場責任者に話を聞くスタイルで実施した。

①ホテル基礎情報

- 部屋数：122
- 当ホテルでは、2013年のSDGsを契機に環境・サステナビリティの取組に注力してきたが、スタッフの考え方を变えることに最も苦労した。
- 当ホテルでは、20年以上の歴史(実際は28年)があるため、まずスタッフの考え方を变えることに努めた。
- ISO22000(食品安全マネジメントシステム：FSMS)、ISO14001の認定を取得しており、UNのホテルの認証制度(詳細は不明)でゴールドを取得し、スリランカでは19ホテルのみが取得している認証制度である。
- ISO45001(労働安全衛生マネジメントシステム)も取得している。
- 欧州のゲストはよりサステナビリティに関する関心が高い。



認定証、賞状など

②Eco friendly hospitality／お客様とのエコ活動

- 食材の調達：環境ラベル認証を受けた食材の使用など
- フルーツやシーフードなどの食材の66%は20km以内の地元サプライヤーから仕入れ

ている。

b. エコツアー

- カーボンフットプリントの削減のほか、地域経済活性化も目的に近距離のエコツアーも計画し、ゲストに提供している。
- ホテルの環境・サステナビリティの取組を紹介するツアーも不定期に開催している。

c. 環境に配慮した移動手段(自転車レンタル、公共交通機関など)

- 自転車をゲストに貸し出している。

d. 環境をテーマとする催し物や施設内の見学会などを開催している

- ゲスト向けにホテルの環境活動に関する見学会も不定期に行っている。

e. その他

- オーガニックガーデンという名の施設内の畑を持っており、野菜を育てている。ゲスト用ではなく、スタッフ用ではあるが、毎月大根などが約 40 キロ収穫できる。



オーガニックガーデンの様子

③Eco-friendly fixtures and equipment in guestrooms / エコな備品・設備をつかう

a. 客室内でゴミが分別できるゴミ箱の使用

- 紙とプラスチックで分別

b. 客室ごとに個別の空調管理が可能

- 客室の室温管理をデジタルで行えるように機器を取り替えた。

c. 客室に省エネ機器(冷蔵庫、扇風機、エアコン)を導入、もしくは計画があるか

- 省エネラベルを参考に効率のよい機器を調達。またブランドを考慮することもある。

d. **客室に**節水機器を導入(⑥節水では「共用スペースに」節水機器を導入)

- 便器やシャワー、洗面台の水道など節水機器を導入し、節水に努めており、水量は洗面台の蛇口は 5 L/分、シャワー 10L/分、大便器 6.5L/回、小便器 2 L/回。

e. 客室で使用する消耗品、備品、アメニティに環境配慮型製品を使用

- 客室の飲料水はプラスチックボトルで提供しており、なかなか代替するものがないが、その他のプラスチック製品はほとんど使用していない。
- ストローやハブラシ、髭剃りも竹製であり、シングルユースプラスチックは使用していない。
- アメニティは紙製もしくは竹製である。
- ゲスト用のメッセージ(環境の取組への理解促進など)や POP に使用する紙も全てリサイクル 100%である。
- また、QR コードでゲストとの情報共有も図っており、宿泊に関する情報や環境への取組も QR コードで紹介している。
- ゲスト用メッセージや使用されるタグもリサイクル紙を使用し、客室のカギもプラス

チックではなく金属にしている(最近改装したものの建物自体はやや古く、主流のカードキーではなく錠前をそのまま活用)。

④Waste reduction / recycling / ごみを減らす

a. 食品廃棄物

- ウェット廃棄物は、冷蔵庫で保管し、翌朝に農場のスタッフが養豚用の餌に活用するため回収に来る。なお、無償で提供している。
- 食品廃棄物も計量しており、保冷室で保管し、次の朝に回収される。
- 食品廃棄物の計量は、スリランカのホテルではほとんどされていないと思われる。
- 食品廃棄物はゲスト一人あたり 75 グラム、スタッフあたり 200 グラム発生する
- 計量は義務ではないが、ISO14001 及び ISO22000、Travelife の要求事項である。

b. 食品廃棄物以外の廃棄物の分別、リサイクル

- ホテルでの最初の環境に関する取組として、廃棄物の分別から始め、ドライ、ウェット、有害廃棄物に分類した。
- ドライ廃棄物は、紙、プラスチック、ボトルなど 13 種類に分類し、分類した結果、いままで廃棄物の処理は支出のみ発生するものであったが、リサイクルによる収入が得られるようになった。



廃棄物分別ビン



廃棄物保管エリア

- リサイクルする廃棄物は、ライセンスを保有する企業に売却する。
- E-waste は、Ceylon Waste Management という E-waste の専門業者に売却する。
- 分別は二人のスタッフが担当している。
- 落ち葉は、一か所に集めてコンポスト化し、肥料として使用している。
- ドライ廃棄物は 95%リサイクルされている。
- 海洋プラスチックも回収してリサイクルに回している。



落ち葉のコンポストエリア

c. その他

- 化学物質はプラスチックの容器で仕入れているが、空になった容器に充填する手法に

できないかと各社に問い合わせているが、対応可能な会社は現時点では見つからない。

⑤Energy saving／省エネ

a. エネルギー使用量の把握、計画

- 電力や水消費量は全てモニターしており、データ化して管理している。
- エネルギー消費は、KPI に基づき評価しているほか、水消費量も含めて毎日取りまとめ、毎日消費量について確認・議論している。
- セクションごとでエネルギーや水消費量が計測されるため、何か問題が発生した場合、どこで発生した問題か分かる。

b. 室温の設定温度を適正值に定めている

- 客室の室温管理をデジタルで行えるように機器を取り替え、原則 26℃を基準に設定している。なお、ゲストは好きな室温に設定可能。

c. 建物の断熱化を行っている、もしくは計画がある

- ペアガラスではなく、単層ガラスである。
- 日差しが強い日は、カーテンなどで日射を調整している。

d. 空調・換気設備、エネルギー効率の高い空調・換気設備を導入しているか、もしくは計画があるか

- セントラル空調システムは、15 年前に交換している。

e. LED ランプまたは LED 照明器具の導入

- 照明の 95%以上は LED への取り換えが完了している。

f. その他

- 窓を広く取り、日照を活用することで照明の省エネを図っている。
- ランドリーやボイラーなどに使用するディーゼルの使用量も減らしている。
- ランドリーは近隣のホテルと共同で運営している。他のホテルのリネン等と一緒に洗濯されるため、色の違うタグで区別している。
- ピーク時の電力料金が高いため、オフピーク時にベーカリーやランドリーを極力するようにし、ピーク時はできる限り電力を使わないよう心掛けている。
- ディーゼル燃料は市場で 369 ルピー/L だが、319 ルピー/L で調達している。
- ソーラーパネルを設置してどれくらい発電でき、経済性があるかを業者と検討しているところである。
- 庭に使用している照明にはソーラーパネルを設置した。

⑥Water saving／節水

a. 水の使用量の把握

- 水使用量も計測している。
- データ管理、評価、改善は省エネ項目と同様。

b. 連泊の際に、寝装具やタオル類の交換の有無を宿泊客が選択できる仕組みがある

- 客室では、リネンリユースプログラムを推奨しており、リネンの交換の希望有無をゲストに確認してもらい、洗濯の機会を減らすことで省エネに貢献している。

c. 共用スペースに節水機器を導入(③エコな備品・設備をつかうでは「客室に」節水機器を導入)

- 便器やシャワー、洗面台の水道など節水機器を導入し、節水努めており、水量は洗面台の蛇口は5L/分、シャワー10L/分、大便器6.5L/回、小便器2L/回。
- センサー付き水栓も導入している。(おそらく客室は設置していない)

d. 排水の浄化利用、雨水の利用

- 下水の処理機器を保有しており、バクテリアを使って水を浄化し、庭への散水用などに使用している。
- スラッジは乾燥させて、肥料として使用している。
- 雨水も活用している。

⑦General environmental consideration on facility operation / エコな施設運営

a. 環境方針を定め、それを達成するための環境目標、計画の実施状況を確認しているか

- ISO22000、ISO14001 の認定を取得している。
- b. 施設の環境方針や実施している環境活動について従業員へ周知し、業務の改善が必要な場合は指導を行っている
 - 廃棄物管理やサステナビリティ、津波などテーマごとにチームを編成し、スタッフが主体的に取り組みを行えるよう工夫している。

c. 社会貢献活動

- ウミガメの卵やケガしているウミガメを保護し、生態系の維持に貢献している。
- 地域に生存している鳥の種類をカウントし、生物多様性の参考にしている。
- 植林プログラムやビーチクリーンプログラムを実施 廃棄物管理チームメンバー表
している。
- 地域の子どもをランチに招待したり、幼稚園に制服・教科書などを提供したり、クリスマスパーティを実施するなど、環境負荷を与えているという認識がある観光業がエコであることを知ってもらうような活動も行っている。

No	Name	Department
1	Rhazinda Naranga	Front Office
2	Rohana Chandrasiri	Garden
3	Chaminda Kumara	Garden
4	Ranesh Mahan	Housekeeping
5	Anuranga	Housekeeping
6	Kishesh Kumara	Housekeeping
7	Naveed Dissan	Kitchen
8	Sugath Priyanka	Kitchen
9	Rashitha Malesaku	Kitchen
10	Amila Udayo	Kitchen
11	Tharuka Dissanayake	Kitchen
12	Sudhakar Koranato	Kitchen Stewarding
13	H Muluwaningtha	Kitchen Stewarding
14	Prabath Nilantha	Maintenance
15	Sasi Rohan	Maintenance
16	Ravinda Tharanga	Account
17	Nadee Sampawa	Food & Beverage
18	Naveed Megana	Food & Beverage
19	Chamara Meeusanka	Laundry
20	Sunantha Kumara	Laundry

d. グリーン購入に向けて調達方針を策定し、バックスペースで使用する製品に環境配慮型製品を使用

- 紙の削減を進めており、今年のオフィス内ではノーペーパーを目標に掲げて取組を進めている。

e. エアコン・冷蔵庫の地球温暖化係数(GWP)

- 客室、調理エリアの冷蔵庫は CFC フリーの冷蔵庫に切り替えた。

f. その他

- カーボンフットプリントも 2018年に算出しており、2015年から2018年にかけて36%減らした。



打ち合わせの様子



集合写真

(5) NCPC スリランカとの打ち合わせ

[日時]	2024年2月16日(金) 9:30~11:30
[場所]	Union Chemical Lanka PLC 会議室 (スリランカ・コロンボ) ※NCPC スリランカ Chairman の Mr. Gamini の所属機関
[出席者] ※敬称略	NCPC スリランカ Mr. Gamini Gunasekara (Chairman, NCPC Sri Lanka) Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka) Mr. Ruwan Wijemanne (Senior Energy Expert, NCPC Sri Lanka) Ms. ACSI Mumthas (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka) Ms. Mihirisi Weerakkody (RECP Technologist, NCPC Sri Lanka) Ms. Tharushika Herath (NCPC Sri Lanka)
	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノベーション研究室 室長 藤井 実 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸
[英語]	英語

①協議概要

基準策定支援を実施しているホテル・レストラン基準案作成に向けた基準内容、認証方法、今後の方向性について意見交換を行った。

②協議内容

a. エコラベル・スリランカについて

ホテル・レストラン基準案作成に向けて、エコラベル・スリランカにおける認証プロセスや基準策定プロセスについて確認を行った。主な確認事項は以下のとおりである。

<認証プロセスについて>

- エコラベル・スリランカの基準は、必須基準と選択基準で構成されており、選択基準を70%以上満たすと認証となる。
- 平均的な企業が認証を取得できるように基準レベルを設定し、認証を取得する企業が増えてくれば基準レベルを引き上げ、企業の取組を継続的に改善させる方針を掲げている。
- 認定取得まで平均で2カ月を要する。
- 現地監査については、担当チームを編成して1日で実施する。
- 繊維企業は多くの工場を持っているため、ISO17065に基づき構築した認証スキームに則り、全ての工場ではなく一部の工場の監査を実施することとしている。
- 最終的な審査は、Government Council Meeting で行われ、認証かどうか判断される。

- 認証レベルを満たさなかった企業については、申請内容についてフィードバックを行い、再度実施する監査で改善が確認されれば認証となる。
- 申請時は基本的な情報を中心に必要文書等の提出を要望しているが、エコマークのように基準適合に関する詳細な証明書類等の事前提出は要求しておらず、現地監査時に確認する。
- 認証取得して1年ごとに現地監査を行い、問題がなければ認証期間である3年間エコラベル・スリランカを使用することができる。
- 認証期間を過ぎてもエコラベル・スリランカの使用を希望する場合、再審査となる。

<基準策定について>

- 基準策定は、NCPC スリランカ基準案(ゼロドラフトと呼称)を作成し、技術委員会で議論される。基準案は、他国のタイプ I 環境ラベル基準や関連規格などを比較しつつ作成する。
- 技術委員会を開催する場合は、1週間ごとに開催し、最低3回の開催が必要である。
- 1週間ごとに開催する理由は、短い期間で開催しないと興味が薄れてしまうためである。
- 技術委員会後にパブコメを90日間行うが、意見が寄せられないことがほとんどである。

b. エコマークホテル・レストラン基準について

エコラベル・スリランカとエコマークの基準内容及び認証プロセスに違いがあるため、両機関の共通理解を構築することを目的に、エコマーク事務局よりエコマークのホテル・レストラン基準の概要や認証プロセスを解説した。

<質疑応答>

日本) エコマークの基準構成や認証方法がスリランカでそのまま適用できるとは考えていない。あくまでもエコマークの運用方法として理解いただき、NCPC スリランカに適した方法を議論していきたいと考えている。

スリランカ) エコマークのホテル・レストラン基準はポイント制とのことだが、各基準項目のポイントはいくつか。

日本) 各基準項目は、原則1ポイントであるが、一部の基準項目では2ポイントとしている。

スリランカ) 認証となる基準は何ポイントか。

日本) レストラン基準は26ポイント以上、ホテル(食事を提供する場合は)は25ポイント以上である。基準制定前にいくつかのホテルに協力を依頼し、取得ポイント数を踏まえて基準値を算定した。

スリランカ) 各基準項目の認証方法について教えてほしい。

日本) 例えば食材は、提供する食事によって使用する食材が異なり、認証食材等も調達可能性が大きく異なるため、対象となる食材を一つで調達していれば基準適合と判断している。何%以上を調達することといった定量基準(ベンチマーク)を設定することも検討したが、前述の理由から難しいと判断した。

スリランカ) エコラベル・スリランカでは、エネルギー消費の基準項目については、政府が公表している統計に基づき設定されるベンチマークに対して評価を行っている。ホテルでも宿泊数でベンチマークが算定されている。

日本) 宿泊するホテルの豪華さなどで使用電力も異なると思うが、その点はどうか。スリランカ) 指摘通りだと思う。

c. ホテル・レストラン基準案の策定支援について

- 基準レベルについては、アドバンスレベルではなく平均レベルとし、認証を通じてホテル・レストラン業界全体のボトムアップを図る方針としたい。
- ホテル・レストランの環境やサステナビリティに関する基準項目を設定することで、環境やサステナビリティに取り組むホテル・レストランのベンチマークを示し、それらの活動が後押しされることを期待している。
- 3月中旬までに日本より、今回のヒアリング結果をもとにした基準案を送付する。
- 各基準の認証方法についても明記するので、NCPC スリランカ側で対応可能か、また実証に十分な手法であるか検討し、フィードバックしてもらいたい。

d. 2024 年度以降の技術協力について

スリランカ) 次回のスリランカ訪問は 2024 年 10 月でどうか。NCPC スリランカのスタッフ向けにホテル・レストラン基準の認証業務についての研修と、初めて現地監査する企業への同行もお願いしたい。加えて、ホテル・レストラン基準のローンチイベントを開催し、併せて参加していただくとともに、初めて基準を取得する企業に向けて認定証授与式を行いたい。

日本) 来年度も技術協力を実施することとなれば、内容については協議のうえ決定していきたいが、ISO14024 に則ったタイプ I 環境ラベル制度として、基準の制定前に一部の企業のみ情報を公開し、審査を行うことは避けた方がよいと思われる。

スリランカ) それでは、ローンチイベントはオンラインで開催し、その後に CEO フォーラムと認定証授与式を行うことでどうか。

日本) 承知した。

日本) 今年度の技術協力の最終確認として、日スリランカ会議を帰国後に開催したい。

スリランカ) 3 月初旬であれば参加可能である。

③まとめ

- 次回の日スリランカ会議を 3 月初旬に開催する
- 3 月中旬までに今回のヒアリング結果を踏まえたホテル・レストラン基準案を日本側から送付し、NCPC スリランカはフィードバックを行う
- ホテル・レストラン基準制定に向けた来年度の技術協力について、NCPC スリランカからの要望は以下のとおり
 - ✓ 基準制定のローンチイベントを行い、エコマーク事務局はオンラインで参加する
 - ✓ 次回のスリランカ訪問を 10 月とし、以下の 3 点を希望する
 - ① ホテル・レストラン基準の認証実務に関する研修の実施

- ② 基準制定後に初めて申請する企業への現地監査への同行
- ③ ホテル・レストラン基準の促進のため開催する CEO フォーラムへの参加



会議の様子

(6) Ranbath Organic

[日時]	2024年2月16日(木) 11:30~12:40
[場所]	Ranbath Organic (スリランカ・コロombo)
[出席者] ※敬称略	Ranbath Organic オーナー、サステナビリティ担当2名(名刺を持って おらず、名前は不明) NCPC スリランカ Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka) Ms. ACSI Mumthas (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka) Ms. Mihirisi Weerakkody (RECP Technologist, NCPC Sri Lanka)
	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 システムイノ ベーション研究室 室長 藤井 実 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 藤崎 隆志、小林 弘幸
[言語]	英語

① レストラン基礎情報

- 環境やサステナビリティの活動について説得力を増すためとともに安心への関心が高まってきたことから、ISO22000(食品安全マネジメントシステム:FSMS):2005を2021年に取得した。
- ISO14001の認定も取得している。
- 一店舗のみの家族経営で、ビーガン、グルテンフリーなどを売りにしている。
- オーガニックファームを25年以上経営している。
- ISO取得による売上への影響はすぐにはないが、客のリアクションは良く、長期的に売上向上になると感じている。スリランカ料理でかつビーガン対応はほとんどないため、当レストランを目当てにくる欧米人などの客も多い。

② Food/環境に配慮した食材と仕入れ

a. 認証食材等の使用有無(エコラベル・スリランカ、オーガニック認証、地産地消、エコフ ィード、MSAなど)

- オーガニック食品の入手可能性は非常に低い。一部のスーパーマーケットでは、スペースは小さいながらも専用エリアを設けているところもある。
- MSAなどの魚を対象とした認証制度はスリランカでは聞いたことがない。
- 自社の農園を持っており、6種類の野菜を栽培し、ゲストに提供している。ただし、ガーリックは昼夜の温度差の関係で国内栽培できないのでインド製である。

b. オーガニックの定義(日本で有機JAS認証が必要)

- 日本と同じようにスリランカでもスリランカの基準・規格策定機関である SLSI が運営している認証やコントロールユニオンが運営する認証を取得しないとオーガニックと呼称することはできないが、スリランカの実情としてそれらの認証を取得せずオーガニック食品として販売することがほとんどである。

- 認証を取得せずにオーガニック食品と謳っても罰はないが、認証ロゴを不正使用すれば規制対象となる。
 - 当レストランでは、玉ねぎやガーリックがオーガニックではない。
 - サプライヤーとは、品質などを含めた契約を行って納品してもらっており、仕入れ時に書類等で内容を確認している。
- c. 納品時の搬送用品について(通い箱かどうか)
- プラスチックケースで繰り返し可能なものを使用しているが、繰り返し使わないものもある。

③Reduction and recycle of food waste／食品ロスとリサイクル

- a. 食品廃棄物の計測はしているか、また、発生抑制のため計画など立てているか
- 食品廃棄物の計測はしていない。
 - 食品廃棄物は自治体が回収し、費用は容量や重さに応じてではなく定額制である。
→減量化する必要がない。
 - 当レストランでは、食品廃棄物の発生量は非常に少ない(→ビュッフェスタイルのカレーレストランであることが要因と思われる)。なお、食品廃棄物とそれ以外の廃棄物は分別している。
 - 発生した廃棄物を養豚場に無料で提供している。
- b. 食べ残しをする取組はあるか(ポスター掲示など 持ち帰り案内など)
- スリランカでは持ち帰りをするのは普通であり、ほとんどのお店でも可能である。
- c. 食品廃棄物は包装などと分別して廃棄されているか
- 分別は ISO22000 で義務化されており、食品廃棄物のほかには紙、プラスチック、ガラス、オイル(グリース)などに分類している。
 - レストランでグリーストラップ(オイルトラップ)を設置する慣習はスリランカにはなく、ほとんど流通もしていない。

④Resource saving／店舗の省エネと節水

- a. エネルギーや水使用量は把握しているか、また計画を立てて実行しているか(ベンチマーク、KPI の設定など)
- エネルギー消費量は、かかった費用を支払時に確認できる。モニターもあり確認することは可能。
- b. 省エネ機器を購入しているか(エアコン、扇風機、LED など)
- インバーター付きのエアコンを導入したばかりである。
- c. 節水機器を導入しているか
- 節水機器は導入しており、節水コマはスリランカでも入手可能である。

⑤Environmental considerations for the restaurant's fixtures and equipment／店舗備品・設備の環境配慮

- a. カトラリーは使い捨てではないか
- シングルユースプラスチックは一切使用しておらず、ストローは紙製、カトラリーは

木製である。

b. 紙、ナプキンなどの環境配慮製品の入手可能性

- 紙ナプキンなどリサイクル紙を使用したものは入手可能である。スーパーマーケットでも購入できる。

⑥ Awareness of the environment in restaurant operation / 環境を意識した店舗運営

a. 環境マネジメントシステムを構築し、運用していること

- ISO14001、ISO22000 認定を取得している。

⑦ Environmental communication / 環境コミュニケーション

a. 社会貢献活動

- 地域で行っており、創業者である母がサステナビリティのレストランや調理などについて指導していたりする。



打ち合わせの様子

4) NCPC スリランカとの第三回オンライン会議

[日時]	2024年3月6日(水) 13:30~14:30 (10:00~11:00 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none">• Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka)• Ms. ACSI Mumthas (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka)• Ms. Tharushika Herath (NCPC Sri Lanka)
	<ul style="list-style-type: none">• 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 鎮西 武• 同 環境専門調査員 阿邊 雄• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志• 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
[言語]	日・英語逐次通訳

(1) 協議概要

2024年2月14日~16日に実施した訪スリランカの活動を振り返るとともに、ホテル・レストランの現地事業者とのヒアリングを踏まえて修正を行っているホテル・レストラン基準案の進捗と、2024年度の技術協力に関する要望を整理し、次年度以降の進め方について意見交換を行う第三回日スリランカ会議を開催した。

(2) 協議内容

① 2月のスリランカ訪問での活動の振り返りとホテル及びレストラン基準案作成の進捗
エコマーク事務局から、2月にスリランカを訪問し、実施したホテル及びレストランの現地事業者とのヒアリング結果について、以下のとおり概略を述べた。

- 特にホテル事業者の環境への取組が際立っていた
- 事業者とのヒアリングと現地で行った NCPC スリランカとの協議結果に基づき、ホテル及びレストラン基準案の修正作業を行っており、3月の第三週を目途に基準案の完成版をメールにて提供する
- NCPC スリランカから要望を踏まえ、基準レベルは平均レベルを目標とし、ポイント制をベースに作成を続ける
- 各基準内容のレベル感のほか、NCPC スリランカの方針や知見に則した適切な認証方法については、改めて来年度協議のうえ詳細を擦り合わせる

スリランカ) まず、日本側が進める基準策定プロセスのアプローチに感謝申し上げたい。指摘のとおり、スリランカのホテルが取り組む環境活動レベルが高いことが明らかになり、策定を進めていただいているホテル及びレストラン基準がスリランカで成功できると期待している。現時点で特に意見はないが、引き続きメール等を通して意見交換を行っていきたい。

② 2024年度以降の技術協力の方向性について

NCPC スリランカより、希望する 2024年度以降の技術協力について、以下のとおり提

案された。

- ✓ ホテル及びレストラン基準制定のローンチイベントを行い、エコマーク事務局はオンラインで参加する
- ✓ 次回のスリランカ訪問を10月とし、以下の3点を希望する
 - ④ ホテル・レストラン基準の認証実務に関する研修の実施
 - ⑤ 基準制定後に初めて申請する企業を対象とした現地監査の同行
 - ⑥ ホテル・レストラン基準促進のため開催するCEOフォーラムへの参加

スリランカ) 本技術協力の枠組みで実施するホテル及びレストラン基準に関する知見共有とCEOフォーラムへの参加は非常に重要な取組と考えている。NCPCスリランカ監査担当者の実務研修は、この技術協力の枠組みで実施するという理解でよいか。

日本) スリランカから要望があり、実施することとなれば、この技術支援の枠組みで進めると認識している。

スリランカ) CEOフォーラムは経営層をターゲットとしたイベントではあるが、申請を検討するホテル及びレストラン事業者の実務担当者に向けて、各基準項目の証明方法といった申請に関する技術的な知見を提供するセッションを別途実施することも可能か。

日本) 2024年度にスリランカを訪問することとなれば、2023年度と同様に3日間もしくは4日間の稼働期間になると想定される。その期間で実施するうえで、本技術協力のテーマである環境ラベル制度に関連するものであれば、そのようなセッションを実施することも可能である。

日本) 頂戴した要望を踏まえて環境省と相談してフィードバックするため、各取組の詳細を決める必要はないが、提案に追加・変更などがあれば、4月末を目途に連絡いただきたい

スリランカ) 2023年の日スリランカ会議でも触れたが、NCPCスリランカの監査担当者が日本を訪問して、現地確認等に参加するなど、エコマークのサービス基準の認証方法について学ぶ機会を設定してもらうことは可能か。

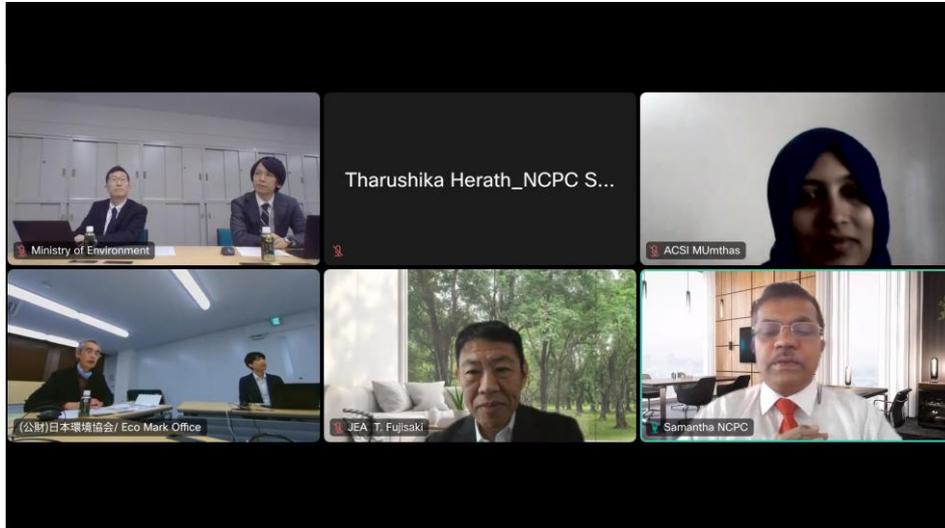
日本) 可能ではあるが、提案としてひとまず受け取り、予算等も含めて日本で検討することとしたい。

スリランカ) 個人的にもスリランカを訪問しての活動について大変感謝している。今後も一緒に取組を進めていきたいと考えている。

(3) まとめ

- 3月第三週までに、ホテル・レストラン基準案を日本側から送付する
- NCPCスリランカが提案する2024年度以降の技術協力は以下とする
 - ✓ ホテル及びレストラン基準制定のローンチイベントを行い、エコマーク事務局はオンラインで参加する
 - ✓ NCPCスリランカ監査担当者の実務研修：エコマークのホテル及びレストラン基準の認証方法について学ぶ訪日研修(現地確認を含む)
 - ✓ 次回のスリランカ訪問を10月とし、以下の3点を希望する

- ① ホテル・レストラン基準の認証実務に関する研修の実施
- ② 基準制定後に初めて申請する企業を対象とした現地監査の同行
- ③ ホテル・レストラン基準促進のため開催する CEO フォーラムへの参加



会議の様子

2-1-3 今後の展開

本年度のスリランカ技術協力業務では、技術支援対象機関である NCPC スリランカと 3 回のオンライン会議を実施したほか、エコラベル・スリランカのホテル及びレストラン基準原案策定に向けて現地の実情を把握するべくスリランカを訪問し、ホテル及びレストランの現地事業者とのヒアリングを実施した。そして、オンライン会議並びに現地事業者ヒアリングを通して、可能な限りスリランカにおける環境配慮の取組度合いを考慮したホテル及びレストラン基準原案を NCPC スリランカに提供した。

2024 年度は、ホテル及びレストラン基準の制定に向けて重要な局面を迎える。エコラベル・スリランカ基準として制定されるためには、スリランカ環境省や産業省、セイロン全国工業会議所などの担当者のほか、専門家から構成される技術委員会で複数回、基準案が議論される必要がある。また、製品基準に比べ認証方法に特徴があるサービス系基準の認証実績がない NCPC スリランカが、効率的かつ実効性ある認証方法を運用できるよう各基準項目の証明手段についても検討を重ねることが求められる。ISO14024 に基づくタイプ I 環境ラベルとして高い信頼性と優位性を担保しつつ、一定の認証実績を確保するためには、適切な基準レベルの設定と円滑な認証プロセスの運用が不可欠であり、提出した基準原案に基づく今後の調整とスタッフの能力開発も重要となる。NCPC スリランカからも、技術委員会への参加や NCPC スリランカスタッフのキャパシティビルディングに加え、普及促進イベントへの参加要請が次年度の技術支援の要望として寄せられており、継続的に両国で協議していくことを確認している。

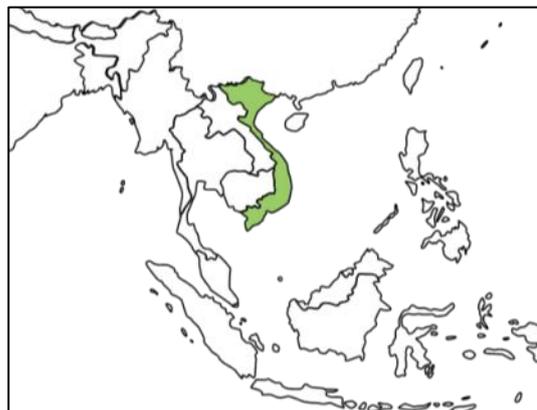
また、2023 年 7 月に国家グリーン調達ポリシーが閣議決定されたことで、スリランカにおける GPP 制度の方針が固まりつつある。今後は、国家グリーン調達ポリシーに基づいた制度設計の段階に移り、実効性のある制度としてスリランカに定着していくためには、実績のある他国の支援が欠かせない。特に、GPP 基準(判断の基準)を政府が設定し、タイプ I 環境ラベルを上位互換として活用する日本の GPP 制度への関心は高く、また環境技術が定着していないスリランカ市場において、基準レベルが高いタイプ I 環境ラベルに限定するのではなく日本のように最低限満たすべきものとして GPP 基準を設定するアプローチは、GPP 制度の新興国にとっても取り組みやすいと考えられる。そこで、NCPC スリランカを通して、スリランカ環境省や財務省に対して日本の知見を共有し、日本の制度構造と調和化を図ることができれば、国際展開を図る日本の事業者にとっても大きなメリットとなる。さらに、NCPC スリランカは、GPP の対象となる品目のエコラベル・スリランカでの基準策定を計画しており、日本からの輸出品目で上位に位置する電子機器を念頭に置いている。将来的なエコマークとの相互認証が実現すれば、日本にとってはエコラベル・スリランカを通じてスリランカ GPP 市場へのアクセスが容易となり、日本の強みである高い環境技術を持った製品のより一層の国際展開が促進されることが期待される一方、スリランカにとっても、高い省エネ性能等による環境負荷低減効果が期待できる。そのためにも、スリランカに対して継続的かつ戦略的な技術支援の実施が望まれる。

2-2. ベトナムのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

2-2-1 ベトナムの概要

1) 基礎データ

ベトナムは、インドシナ半島の東部に位置し、チュオンソン山脈に沿って南北に細長く伸びる社会主義共和国である。北に政治の中心である首都ハノイ、南に経済の中心であるホーチミンがあり、約 9,946 万人の人口を抱える。ベトナム北部は亜熱帯性気候で四季があり、南部は熱帯モンスーン気候で乾季と雨季に分かれるなど、南北で特徴が異なっている。1995 年に ASEAN、2007 年には WTO(世界貿易機関)に加盟し、安定的に経済成長を遂げている。ベトナム



統計総局によると、2022 年の実質 GDP 成長率の推計値は前年比 8.02%となり、1997 年以来となる 8%を超えとなった。この数値は近で年最も高い成長率で、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー危機から端を発するインフレ問題からの早期脱却が期待されている。日本との関係では、ベトナムの輸出入相手国として日本は輸出で第 4 位、輸入で第 3 位に位置するなど、両国間の経済的なつながりは強い。日本の主な輸出品目は、電気機器、鉄鋼、一般機械などで、主な輸入品目は電気機器、衣服・同付属品、一般機械などとなっている。さらに、1992 年 11 月の経済協力の再開以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている。

表 2-2-1. ベトナム基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国	首都	ハノイ
面積	32 万 9,241 平方キロメートル	人口	約 9,946 万人(2022 年)
ASEAN 加盟年	1995 年	言語	ベトナム語
GDP	約 4,138 億米ドル(2022 年)	経済成長率	8.02%(2022 年)
経済概況	<p>(1) 1989 年頃よりドイモイの成果が上がり始め、アジア経済危機(1997 年)及び金融危機(2008 年)の影響から、一時成長が鈍化した時期があったものの、1990 年代及び 2000 年代は高成長を遂げ、2010 年に(低位)中所得国となった。</p> <p>(2) 2011 年以降、マクロ経済安定化への取組に伴い、一時成長が鈍化したのが、過去数年は ASEAN 域内でもトップクラスの成長率を達成(2015 年 6.68%、2016 年 6.21%、2017 年 6.81%、2018 年 7.08%、2019 年 7.02%)。数多くの自由貿易協定(FTA)の発効(2020 年末時点で 14 の FTA が発効済)、ODA を活用したインフラ整備、低賃金の労働力を背景に、外資の製造業を誘致し、輸出主導型の経済成長を続けてきた。</p> <p>(3) 2020 年は、新型コロナウイルス感染症の影響により 10 年ぶりの低水準の成長率となったが、近隣諸国がマイナス成長の中、ASEAN 内で最も高い成長率を記録した。2022 年は 8.02%という高成長を達成。</p>		

出典：外務省・ベトナム社会主義共和国基礎データ(令和 6 年 1 月 10 日現在)(令和 6 年 3 月 7 日最終閲覧)

2) ベトナムの法体系

独立行政法人国際協力機構(JICA)「法規範文書発行法(2015年法)」によると、主なベトナムの法形式と決定機関は以下のとおりである。

表 2-2-2. ベトナムの法形式と決定機関など

決定機関	法規文書(英語訳)	ベトナム語表記	法令記号
国会	法律(law)	bộ luật, luật	なし *QHは国会を意味
	議決(resolution) *決議とも訳される	nghị quyết	NQ
国会常務委員会	法令(ordinance)	pháp lệnh	PL
	議決(resolution) *決議とも訳される	nghị quyết	NQ
国家主席	令(order)	lệnh	L
	決定(decision)	quyết định	QD
政府	議定(decree) *日本での政令に該当	nghị định	ND
	合同議決(joint resolution)	nghị quyết liên tịch	—
首相	決定(decision)	quyết định	QD
大臣・政府機関の長	通達(circular)	thông tư	TT

出典：独立行政法人国際協力機構(JICA)「法規範文書発行法(2015年法¹⁵)」平成27年9月1日付け日本語仮訳版(令和4年1月27日最終閲覧)を基に作成(一部抜粋)

ベトナムの法体系は、日本の公的機関や民間部門から多くの調査資料が公開されている。多くの調査では他のASEAN諸国と同様に、ベトナムでは多数の法規範文書が公布されているものの、法令間の重複や齟齬が散見され、整合性及び実効性の検証が十分ではない、関係機関との調整が不足している、確実な施行のための仕組みが未整備であるなど、数多くの指摘がなされている。また、上位法令は下位法令に常に優先するなど法令の階層構造の理解についても、日本と比較すると希薄な傾向があると指摘する調査もあった。これらの指摘があつてか、2007年1月にWTOへの正式加盟(加盟申請は1995年)に合わせて法整備を進め、法規範文書の権限の明確化を目的に1996年に「法規範文書発行法」が制定された。さらに、2008年及び2015年には改定が行われ、表2-2-2.のとおり整理された。なお、ベトナムにおける環境法令の基本法にあたるのは、2020年に改定された「環境保護法(No. 72/2020 / QH14)」である。

¹⁵ <https://www.moj.go.jp/content/001157590.pdf>

3) ベトナム・グリーンラベル

(1) ベトナム・グリーンラベルの概要

ベトナムのタイプ I 環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル(VGL)」は、ベトナム天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment: MONRE)が所管し、MONRE の内部部局である汚染管理局(Pollution Control Department: PCD)が運営している。タイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織 GEN には、2015 年に加盟し、現在は準会員となっている。



ベトナム・グリーンラベル

VGL 制度は、2009 年の「決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT¹⁶」によりその立ち上げが承認され、2013 年 12 月の「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT¹⁷」の発布により、運用・認証手続き等が確立された。その後、2014 年 1 月に発布された「決定(Decision) No. 154/QD-BTNMT¹⁸」にて 14 基準が制定・改定され、2017 年 11 月発布の「決定(Decision) No. 2186/QD-BTNMT¹⁹」にて 3 基準が制定された。認証数は順調に増加し、2019 年 2 月までには 59 製品の認証が確認されていた。申請料及び年間使用料は無料となっており、申請から認証取得まで約 1 か月を要する。

しかしながら、2020 年 11 月 17 日に国会で可決され、2022 年 1 月 1 日に施行された「改正環境保護法 No. 72/2020 / QH14²⁰」によって、VGL は実質その活動がストップしている。MONRE によると、改正環境保護法に基づき、新しい運用手続きについて定めた「政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP²¹」及び当該政令を補足する位置付けとして「通達(Circular) No. 02/2022 / TT-BTNMT²²」が 2022 年 1 月 10 日に公布されたものの、これらの新運用手続き及び環境保護法の要求事項について、既存の 17 基準と整合を図るため改定が必要であることを、VGL 制度の停止要因として MONRE は述べている。既存 17 基準の見直し状況については、「プラスチック包装資材」のみ作業が完了していると 2022 年 12 月 22 日に開催した会議にて MONRE が説明していたが、当該基準は既存 17 基準に含まれておらず、既存基準の一部を大幅に改定したものなのか、新しい基準であるかは定かではない。なお、グリーンラベルの以前の所管組織であったベトナム環境総局(Vietnam Environment Administration: VEA)は、2023 年 1 月の組織改編によって、汚染管理局を含む 3 局に再編された。VGL 制度及びベトナムの GPP 制度の法的枠組みについては、図 2-2-1. を参照のこと。

¹⁶ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Decision-No-253-QD-BTNMT-on-approving-the-ecology-label-issuance-program-141614.aspx>

¹⁷ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Circular-No-41-2013-TT-BTNM-ecological-labels-for-environment-friendly-products-218340.aspx>

¹⁸ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyet-dinh-154-QD-BTNMT-2014-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-Viet-Nam-Bo-Tai-nguyen-Moi-z-truong-248895.aspx> (ベトナム語)

¹⁹ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quyet-dinh-2186-QD-BTNMT-2017-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-moi-truong-Viet-Nam-362251.aspx> (ベトナム語)

²⁰ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Luat-so-72-2020-QH14-Bao-ve-moi-truong-2020-431147.aspx> (ベトナム語)

²¹ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Nghi-dinh-08-2022-ND-CP-huong-dan-Luat-Bao-ve-moi-truong-479457.aspx> (ベトナム語)

²² <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Thong-tu-02-2022-TT-BTNMT-huong-dan-Luat-Bao-ve-moi-truong-500694.aspx> (ベトナム語)

環境保護法(No. 72/2020/QH14) (2020年可決、2022年1月施行)

- VGL 制度の方針(第 145 条)

- GPP 制度の方針(第 146 条)

決定「No. 253/QD-BTNMT」(2009)

- VGL 制度立ち上げの承認

実質的な
差し替え

通達「No. 41/2013/TT-BTNMT」(2013)

- 運用・認証手続き等の規定 <失効>

環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP) (2022年)

- VGL 制度運用・認証手続き等の規定
(第 145 条~第 150 条)

- GPP 制度の細則(第 136 条)

通達「No. 02/2022 / TT-BTNMT」(2022)

- VGL 基準・評価委員会の規定(第 76 条、第 77 条)

決定「No. 154/QD-BTNMT」(2014)

NXVN 01:2014	衣類用洗剤	NXVN 02:2014	蛍光灯
NXVN 03:2014	生分解性プラスチックバッグ	NXVN 04:2014	食品包装用合成紙パッケージ
NXVN 05:2014	建設用セラミックタイル	NXVN 06:2014	バッテリー
NXVN 07:2014	オフィス用紙	NXVN 08:2014	ヘアケア製品
NXVN 09:2014	せっけん	NXVN 10:2014	食器用洗剤
NXVN 11:2014	建築用コーティング製品	NXVN 12:2014	ノートパソコン
NXVN 13:2014	トナーカートリッジ	NXVN 14:2014	プリンタ

決定「No. 2186/QD-BTNMT」(2017) - 新基準の制定

NXVN 15:2017	電池	NXVN 16:2017	複写機
NXVN 17:2017	LED 及び LED モジュール		

1. グリーン調達とは、ベトナムエコラベルの認証を受けた、または法規によって認められた環境に配慮した製品やサービスの調達を意味する
2. 法律の規定に従い、国家予算を使用する投資プロジェクト及び事業/業務においては、グリーン調達の実施を優先する

1. 政府の規定に基づき、国の予算を財源とする調達や投資プロジェクト等では、ベトナムエコラベル認定製品・サービスを優先的に使用する
2. 公共調達の入札資料や仕様を作成する場合、ベトナムエコラベル認定製品・サービスの使用を盛り込む
3. ベトナムエコラベル認定製品・サービスの調達と使用を国内外の機関や個人に推奨する
4. 計画投資省は、プロジェクト実施のための入札において環境配慮型製品・サービスの優先順位付け、及びベトナムエコラベル認定製品・サービスを使用する請負者及び投資家の義務に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出する
5. 財務省は、国の予算を財源とするプロジェクトや事業においてグリーン調達の実施に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出する

図 2-2-1. VGL 及び GPP 制度の法体系

(2) 認証プロセス

VGL の製品認証プロセスは以下のとおりである。

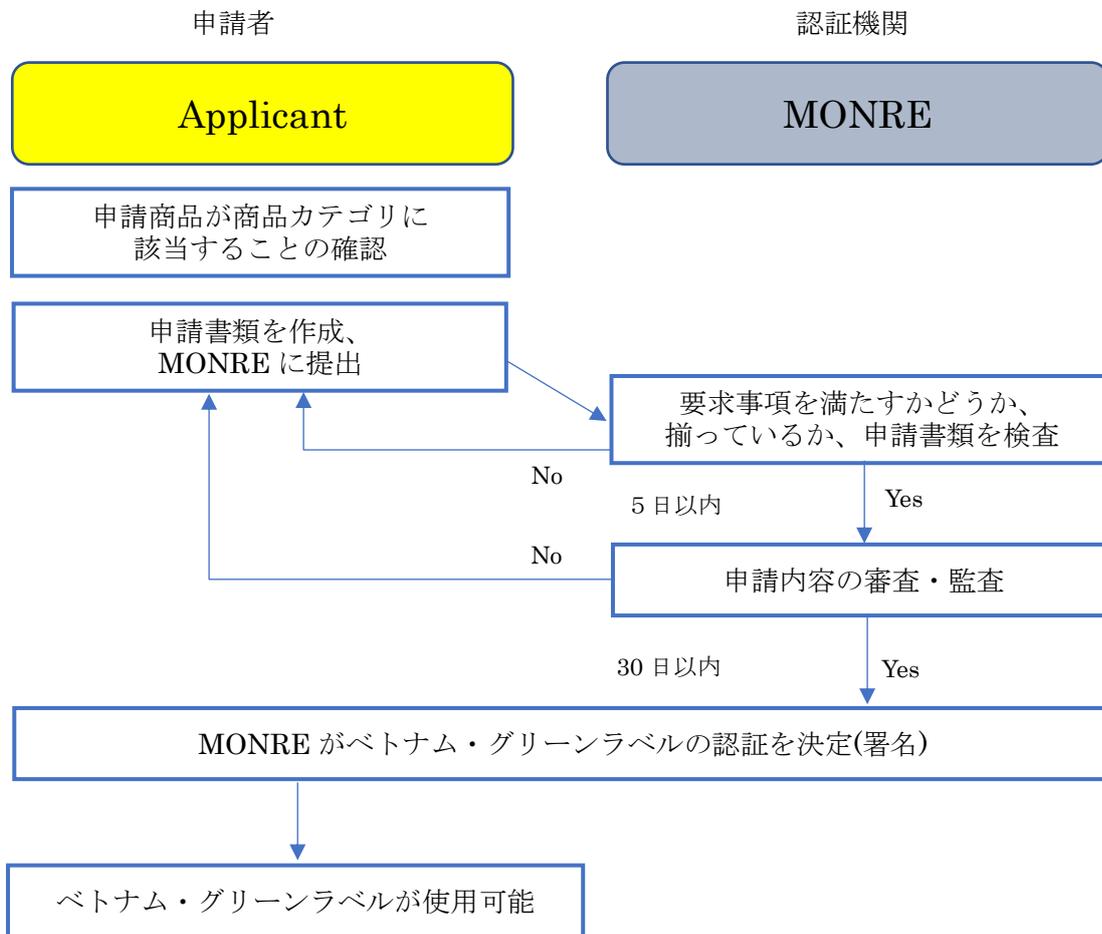


図 2-2-2. ベトナム・グリーンラベル認証プロセス

(3) 申請手続きの詳細

申請方法は、下記②項に記載されている申請書類及び証明書類を MONRE に郵送するか、オンライン公共システムでも提出が可能である。

審査は MONRE が設置する評価委員会が行い、実施された現地監査の結果も参考に評価が行われる。評価委員会には、必要に応じて専門家を招聘し、VGL 基準の適合性の評価を行う。認証の決定は MONRE が行い、評価結果が VGL 基準に適合しないと判断された場合、MONRE は不適合の理由を书面で通知する。

なお、VGL の貼付は任意である。

海外事業者に対しては IAF(国際認定フォーラム)もしくは PAC(太平洋認定協力機構)(現アジア太平洋認定協力機構(APAC))の国際相互承認のメンバーであり、かつ ISO/IEC17021 認定を取得した認定機関により環境マネジメントシステム ISO14001 の認定を製造工場が取得していることを条件としている(もしくは同等の基準を満たす認定機関により ISO14001 の認定を受けた工場)。この要件は、2017 年 11 月に発布され、3 基準の制定を公示した「決定(Decision) No. 2186/QD-

BTNMT」に示されている内容である。2024年2月のMONREとの会議にて、全てのVGL基準が改定作業中であるとの発言があり、改定終了後に改めて「決定(Decision)」等の法規によって改定基準が発布される見込みであり、当該要件が引き続き適用されるかを注視する必要がある。

①認証基準

最初のステップとして、申請を検討している商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。なお、2024年3月現在、VGLのウェブサイトはリニューアル中であり、認証基準書の閲覧やダウンロードができない。

②申請書

VGLの認証登録申請に必要な書類は下記のとおりである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. フォーム 01: ベトナムエコラベル認証申込書(政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP 付属書 32): 1通
2. フォーム 02: ベトナムエコラベル基準適合報告書(同政令付属書 33): 1通
3. フォーム 03: ベトナムエコラベル認証決定書(同政令付属書 34): 1通
4. MONREが有効な申請書類を受領した日から6カ月以内に同政令の要件を満たす試験機関から発行された有効な試験結果
4. 製品の仕様を説明する書類: 1通
5. 製品の意匠を示す写真または図面: 1枚(21cm×29cm)

上記1～3の資料は以下のMONREウェブページからダウンロード可能である。

<https://dichvucong.monre.gov.vn/pages/ChiTietDichVuTrucTuyen.aspx?dv=38#>

なお、「政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP」付属書 32、33、34は、以下のウェブページからダウンロードできる(ベトナム語)。

http://vea.gov.vn/Vn%20bn%20quy%20phm%20php%20lut/08.2022.N%C4%90-CP_f.pdf?csf=1&e=EHbfRB

【申請書の提出先】

No. 10, Tôn Thất Thuyết Street, Nam Từ Liêm District, Hà Nội, Viet Nam E-mail : pcd@monre.gov.vn 電話: (84-4)39424581 Fax: (84-4)38223189

③製品試験機関

製品試験は、2022年1月に公布された「環境保護法の施行細則の政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP」第149条にある以下の要件を満たす試験機関による実施が求められている。

- ✓ MONREより認定された機関及び組織

- ✓ 科学技術法に準拠し、認定された適合性評価機関
- ✓ 国内及び外国の試験機関は、国際認定フォーラム(IAF)国際試験所認定協力機構(ILAC)もしくはアジア太平洋認定協力機構(APAC)の相互承認のメンバーである試験機関によって ISO/IEC17025 で認定された試験所であることが要求される。

④認証審査

認証審査は MONRE が組織した評価委員会が行い、MONRE が認証決定書に署名する。認証までの期間は、必要な書類がすべて提出されている場合で 30 日以内に認証決定書が通知される。また、認証申請書は、書類の受領日から 6 カ月有効である。認証の有効期間は認証決定書発行日より 3 年間である。

⑤認証製品・サービスの追加・変更

VGL 認証製品・サービスについて、認証に係る内容に変更がある場合は、変更に関する内容をまとめた文書を MONRE に送付する。内容が充足している場合、15 日以内に MONRE はその変更内容を決定する。

⑥認証期間の更新(再審査)

3 年間の認証期間以降の継続を希望する事業者は、有効期限 3 カ月前までに再認証に係る必要書類を提出する。再認証の登録手順・手続きは VGL の初回申請と同様である。

(4) 料金

審査、認証製品の検査やランダム試験に係る費用は、国の環境事業予算から支出されるため、事業者には費用はかからない。

なお、製品サンプルの試験費用や VGL の認証登録申請書類等の作成費用は全て申請者の負担となる。

4) ベトナムのグリーン公共調達(GPP)制度

(1) ベトナムの公共調達制度の概要

現在、日本の会計法に相当する公共調達制度の一般的な規則を定めたベトナムの法律は、2023年6月23日公布、2024年1月1日施行の「入札法 No. 22/2023/QH15²³」である。この入札法では、入札者選定において環境保護法の規定に従った環境にやさしい物品及びサービスの提供事業者にインセンティブを付与すること、物品及びサービスの調達においてライフサイクルを考慮することが明記された。入札法の改正にあたり改正案が公表された際、ベトナム商工会議所からグリーン調達にインセンティブを与える必要性について「絶対に必要」と言及されたほか、グリーン調達の判断基準に具体的な規定を追加するよう、ベトナム計画投資省(Ministry of Planning and Investment: MPI)の入札法編集委員会に向けて提案されており、この提案が採用される結果となった。他方、2022年11月に行われた第15期第4回国会では、入札法の改正に係る進捗状況が報告され、グリーン調達の入札方針を充実させるための改正として、持続可能な開発を目的に環境に優しい製品に優先順位とインセンティブを与えるべきとの意見があったものの、優先順位という観点は新しい入札法には含まれていない。しかし、環境配慮型製品にインセンティブが付与されることや、ライフサイクルの考慮が要求されることは、GPP制度の本格導入に向けて大きな一歩ともいえる。

また、ベトナムも加盟している2018年12月30日に発行された「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP もしくは TPP)」の第15章(政府調達)12条の技術仕様の6項では、「天然資源の保全又は環境の保護を促進するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することを妨げることを意図するものではない」と規定されている。このCPTPPをベトナムに反映させるため、2020年8月24日に「パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に関する調達の実施指示に関する政令(No. 95/2020/ND-CP)²⁴」、2020年11月27日に「パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の対象となる入札パッケージのための文書の作成についての詳細規定に関する計画投資大臣通達(No. 09/2020/TT-BKHDT)²⁵」が公布されており、調達における技術評価基準に環境面の考慮を盛り込むことが認められている。さらに、新たな経済連携協定として、2019年6月30日に署名された欧州連合(EU)との「EU・ベトナム自由協定(FTA)²⁶」が2020年8月1日に発効された。本FTAの政府調達の条項では、評価基準に環境特性を含めることや環境ラベルなどの認証制度を活用して、持続可能な開発を促進する貿易を目指すことが明記されたが、入札法にこれらの具体的な要件は設定されていないため、入札法との整合という点が大きな課題である。

²³ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/dau-tu/Luat-Dau-thau-2023-22-2023-QH15-518805.aspx> (ベトナム語)

²⁴ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Dau-tu/Nghi-dinh-95-2020-ND-CP-thuc-hien-dau-thau-mua-sam-theo-Hiep-dinh-Doi-tac-xuyen-Thai-Binh-Duong-451113.aspx> (ベトナム語)

²⁵ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Dau-tu/Thong-tu-09-2020-TT-BKHDT-lap-ho-so-moi-thau-mua-sam-hang-hoa-doi-voi-goi-thau-Hiep-dinh-CPTPP-458453.aspx> (ベトナム語)

²⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:186:FULL&from=EN#page=5>

(2) ベトナムのグリーン公共調達(GPP)制度

表 2-2-3. ベトナム GPP 状況

GPP 規定法規	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護法(No. 72/2020/QH14) 環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP) 		
所管官庁	ベトナム天然資源環境省(MONRE) ベトナム財務省(MOF) ベトナム計画投資省(MPI)	GPP 義務・推奨	推奨
対象品目の設定	なし	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用あり	活用環境ラベル名	ベトナム・グリーンラベル
WTO 加盟	加盟(2007年)	WTO 政府調達協定(GPA)	オブザーバー国

ベトナムにおける GPP は、日本のグリーン購入法のような GPP に特化した法律は制定されていないものの、ベトナムの環境政策の基本法に当たる環境保護法や国家戦略等にその記述がある。最初に GPP に関する記述が登場するのは、2012 年に発布された「首相決定(Prime Minister's Decision)『国家グリーン成長戦略の承認』 No. 1393/QĐ-TTg²⁷」である。公共支出のグリーン化を規定する法規を制定するための調査や、リサイクル可能な製品や環境ラベル認証製品の使用や調達を優先的に行うことを要求しているほか、環境配慮型製品の市場拡大のための環境ラベルの普及啓発についても触れられている。

2020 年には、6 年ぶりに改正された「環境保護法(No. 72/2020/QH14)」によって、ベトナムにおける GPP の考え方が整理され、「グリーン調達とはベトナムエコラベルの認証を受けた、または法規によって認められた製品やサービスを調達することである」と定義したほか、「国家予算を使用する投資プロジェクト及び事業／業務においては、グリーン調達の実施を優先すること」と明記され、中央政府機関の GPP への取組が求められることとなった。さらに、2022 年 1 月 10 日に環境保護法の施行細則である「政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP」が公布され、VGL 認証製品・サービスを優先的に調達すること、MPI や財務省(Ministry of Finance: MOF)がグリーン調達の実施に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出することが明記された。また、前項のとおり入札法が改正され、環境保護法に規定された環境にやさしい物品及びサービスの提供事業者へのインセンティブ付与や、調達物品及びサービスのライフサイクルの考慮が明記されたことで、ベトナム GPP の取組が加速することが期待される。

一方、課題も依然多く、実効性を高めるためには、改正環境保護法に基づいて、GPP に関するより包括的かつ効果的な政策枠組みを定める実施規則やガイドラインを策定することが求められる。改正環境保護法やその施行細則では、GPP の基本方針が示されただけであり、より詳細な枠

²⁷ <https://thuvienphapluat.vn/archive/Quyet-dinh-1393-QD-TTg-nam-2012-phe-duyet-Chien-luoc-quoc-gia-tang-truong-xanh-vb148498.aspx>
(ベトナム語)

組みの構築をはじめ、具体的な取組内容や各機関の役割の整理のほか、ロードマップやアクションプランの作成、産業界との調整、調達担当者へのキャパシティビルディングの実施など課題は山積みと言える。特に、調達する環境配慮型製品の市場への供給不足については、ベトナムの状況と近いその他のASEAN諸国もGPPの実効性を妨げる要因の一つとして指摘しており、VGLの認証を取得した製品の調達が求められる制度設計を踏まえると、VGL認証製品の拡充とアクセス性の向上もベトナムGPP成功の大きなカギとなる。また、MPIはGPP制度の構築と普及について、GIZの支援を受けており、GPPの導入に向けた規制枠組みと施策についての提案を準備しており、徐々にではあるが本格稼働に向けて動き出している。

5) ベトナムGPP及びベトナム・グリーンラベル制度のまとめ

2020年の改正環境保護法にグリーン調達及びVGLの条項が明記されたことで、それぞれ改正環境保護法を根拠とする法的枠組みが構築されることとなった。また、前項のとおり、2022年1月10日に「環境保護法の施行細則の政令 No. 08/2022/ND-CP」が公布され、グリーン調達及びVGLに関するより具体的な条項が盛り込まれ、今後より詳細な実施規則等の公布によって制度が形作られていくと期待される。ベトナムGPP及びVGL制度の概要を表2-2-4.にて示す。

表2-2-4. ベトナムGPP及びベトナム・グリーンラベル制度の概要

	GPP	ベトナム・グリーンラベル(VGL)
根拠法令	環境保護法「No. 72/2020/QH14」(2020年)	
関連法規	- グリーン調達(第146条)	- 環境にやさしい製品とサービス(第145条)
	政令「No. 08/2022 / ND-CP」(2022年)	
	- 国の予算を使用したプロジェクト・業務におけるグリーン調達(第136条)	- 運用・認証手続き(第145条~第150条) <ul style="list-style-type: none"> 決定「No. 253/QD-BTNMT」(2009年)- VGL制度立ち上げの承認 通達「No. 02/2022 / TT-BTNMT」(2022年)- VGL評価委員会、結果通知等の書式(第77条、第78条) 決定「No. 154/QD-BTNMT」(2014年)- 17基準の制定 決定「No. 2186/QD-BTNMT」(2017年)- 3基準の制定
制定年	2014年改正(環境保護法)	2009年(決定「No. 253/QD-BTNMT」)
所管	ベトナム計画投資省(MPI) <ul style="list-style-type: none"> - ベトナム財務省(MOF) - ベトナム天然資源環境省(MONRE) 	ベトナム天然資源環境省(MONRE)
対象	公的機関はGPPに取り組むことが求められている	主として一般消費者
分野(基準数)	GPP = ベトナム・グリーンラベル	17基準(2022年2月時点) ※認証商品数: 53
特徴	公的機関がGPPに取り組む場合、ベトナム・	申請料及び年間使用料が無料

	グリーンラベル認証製品の調達が求められる	取得に要する期間：約1カ月 認証期間：3年
--	----------------------	--------------------------

2-2-2 オンライン会議

1) MONRE とのオンライン会議

[日時]	2024年2月28日(水) 16:00~18:00 (14:00~16:00 ※ベトナム時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none">Ms. Nguyen Thi Thien Phuong (Deputy Director of Pollution Control Department (OCD), Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE))Mr. Hung (Manager of Environmental Monitoring Division, PCD, MONRE) ※フルネームは不明Ms. Tran Thi Hien Hanh (Environmental Monitoring Division, PCD, MONRE)Ms. Dinh Phuong Quynh (Environmental Monitoring Division, PCD, MONRE)ほか <hr/> <ul style="list-style-type: none">公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-ベトナム語逐次通訳

(1) 協議概要

ベトナムのタイプ I 環境ラベル「グリーンラベル」を所管するベトナム天然資源環境省(MONRE)が、組織再編によりグリーンラベル制度及び日本との技術協力を担う部署が変更となったことをうけて、改めて日本との技術協力の希望有無やグリーンラベル制度の最新動向を把握するため、打ち合わせを行った。

(2) 協議内容

会議の開催にあたり、ベトナム天然資源環境省(MONRE)汚染管理局(PCD)環境監視管理課長の Mr. Hung より挨拶があり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な要因により数年にわたり日本との具体的な協力が停止していたが、2024年は日本との技術協力を再始動したいとの意思が示された。また、ベトナム天然資源環境省では組織再編が行われ、本件の担当部署は品質管理局から汚染管理局になり、責任者は汚染管理局副局長である Ms. Nguyen Thi Thien Phuong となったことも併せて共有された。

①日本のグリーン公共調達制度と環境ラベル制度の最新動向

本調査業務の受託者である公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局から、直近1年間の日本のグリーン公共調達制度並びにエコマーク制度の最新動向について情報提供を行った。

<質疑応答>

MONRE) エコマーク事務局のウェブサイトには、すべての基準で日本語及び英語版が公開されているか。

JEA) (エコマーク事務局の認証基準があるページを画面に共有し、英語版の掲載ページへの導線を解説しつつ)すべての基準は日本語、英語の2言語で公開しており、当然ベトナムからも閲覧可能である。

MONRE) 画面共有いただいたページは見たことがあるが、車両基準もあるか。

JEA) エコマークでは車両に関する基準は制定していないが、日本のグリーン購入法の判断の基準にて要件が設定されているため、後ほど該当基準の英語版をメールにて共有する。

②2024年度以降の技術協力について

MONRE) ベトナム・グリーンラベル基準は、2022年1月に施行された改正環境保護法の規定に合わせるべく、ベトナム並びに海外の専門家の協力のうへ改定を検討している。2023年10月からベトナムの専門家と協力して、国内の製造事業者及び製品についての調査を実施している。調査目的は、ベトナム・グリーンラベルに関する事業者のニーズがあるのか、日本を含めた他国で環境ラベルを取得することによる事業者へのインセンティブがあるのかを調べることである。基準の改定も含めて、どうすればより効果的かつ効率的に調査を進めることができるか日本の協力も得ながら検討していきたいと考えている。

JEA) 調査中ということだが、具体的に日本に要望したいことはあるか。

MONRE) 日本との技術協力は2019年より実施しているが(注:実際は2017年から)、私自身(Mr. Hung)は本会議が初めての参加であるため、まだ協力内容について把握できていない。日本の知見を通して、より迅速に実施できる方法をご教授願いたい。MONREは第三者のコンサルタントに調査を依頼しており、今後の協力を進めていくにあたり、何をすればいいのかについても指導してもらいたい。

JEA) ベトナム・グリーンラベルの基準策定及び改定プロセスについては詳細が掴めていないため、まずは両制度の認識共有や課題特定を目的とした議論を実施してはどうか。ベトナム・グリーンラベル制度と汚染管理局が抱えている課題を把握したうえで、日本が有する知見や経験から何を支援できるか検討を進められるとよい。

MONRE) 同意する。ぜひ、日本から提案いただき、経験を共有してもらいたい。

MONRE) Mr. Hungのほかには、2019年の組織再編により日本との技術協りに携わっているメンバーも多くいるが、所管部署や組織名が変更されている。2020年にホテル及びレストラン基準案を作成していただいたが、環境保護法に適さない基準項目があり、いまだ制定に至っていない。その点について、日本の専門家の協力を希望したい。また、車両の基準策定をお願いしたいとも考えている。

JEA) 環境ラベルに関することであるため、日本の専門家はエコマーク事務局となり、エコマーク事務局の協力を希望するということでよいか。

MONRE) 素直に申し上げると、経済的にどの程度支援していただけるか教えてほしい。本日午前にある機関と会議を行い、5万ドル支援してもらえることになった。

JEA) 我々の事業では直接 MONRE に資金を提供することはできないが、基準策定や調査など人的リソースを提供することができる。

MONRE) MONRE の職員自体は調査する時間がなく、実際の調査は契約したコンサルタントが行っている。日本の専門家がベトナムを訪問する際は、MONRE ではなく、そういったコンサルタントとともに調査していただきたいと考えており、そのコンサルタント費用を負担してもらえると有難い。

JEA) 第三者に予算を拠出することはできないが、以前に実施したとおりベトナムで開催するイベントの会場費のように支援に係る直接経費のほか、日本の専門家の人件費や渡航費については負担することが可能である。

MONRE) 承知した。それでは、上司と相談したうえで後日どのようなことができるか連絡したい。

JEA) ベトナム側の要望をひとまずまとめると、ホテル及びレストラン基準案の制定に向けた調査支援、車両基準の策定支援、改正中の 16 基準に関する支援の 3 点でよいか。

MONRE) 3 点すべてを日本にお願いすることは作業量的に困難であると認識しているため、優先順位を定め、後日、日本に何をお願いしたいか取りまとめて連絡することとしたい。

JEA) 承知した。日本でも環境省に報告のうえ、検討したいと考えているため、早めに連絡いただくと有難い。

MONRE) (Mr. Hung は)本日初めて日本との会議に出席し、様々な点について理解を深めたところであり、こういったオンライン会議などの意見共有の機会を継続的に実施し、より具体的な話を進めていけるとよい。

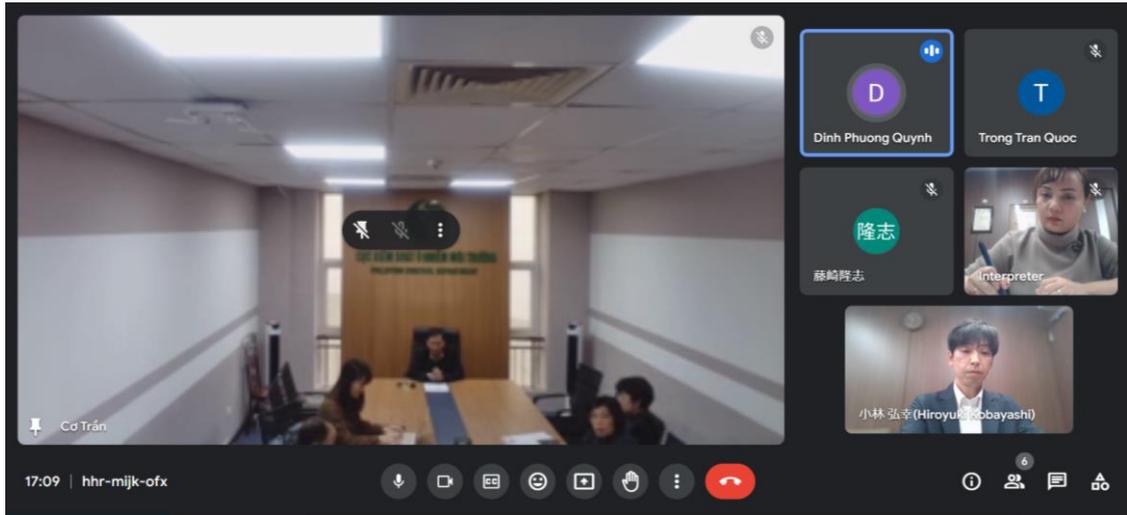
③その他

JEA) 2022 年施行の改正環境保護法で GPP のことが明記されていたが、法律やガイダンスができたなど GPP 制度の進捗はあるか。

MONRE) GPP については、環境保護法が改正されたため汚染管理局では把握できていない。ウェブサイトにも情報がなく、ベトナム計画都市省のほうが詳しいと思う。

(3) まとめ

- 日本側より車両に係るグリーン購入法の判断の基準の英語版資料をメールにて送付する
- **MONRE** は日本に期待する技術協力について省内で検討し、以下の取組に優先順位をつけて日本に連絡をする
 - ① ホテル及びレストラン基準案の制定に向けた調査支援
 - ② 車両基準の策定支援、
 - ③ 改正中の基準 16 基準に関する調査支援



オンライン会議の様子

2-2-3 今後の展開

平成31年度(令和元年)までの複数年度にわたり本受託業務の一環にて実施してきた技術協力のフォローアップとして令和2年度以降に毎年、日ベトナム会議を開催し、ベトナム側のGPP及び環境ラベルを取り巻く現状の把握と、次年度以降の技術協力の要望について意見交換を重ねてきた。ベトナム側からは、日本の継続的な技術支援を希望する声が挙がるものの、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、要望する技術支援の具体的な提案がなされないままであった。そこで、本年度は2月28日に日ベトナム会議を行い、ベトナム側の状況を再確認するとともに、改めて技術協力の要望を確認することとした。同会議では、令和5年にMONREの組織再編が行われ、VGL制度の担当部署が汚染管理局に変わったことが報告され、以下の3点から日本に希望する技術支援を取りまとめて、連絡するとの打診があった(ホテル及びレストラン基準案の制定に向けた調査支援、車両基準の策定支援、改正中の16基準に関する調査支援)。

平成30年に続き、令和5年にもMONRE内で組織再編が行われ、VGLの担当部署が再度変更されることになり、環境保護法改正によるVGL制度の運用手続きの改定も相まってVGL制度の運用が止まっていることから、制度運営の知見蓄積が不安視される。平成31年度に作成支援し、MONREに提供したVGLのホテル及びレストラン基準案は、環境保護法の改正を端緒とする影響により、制定に向けたプロセスに進捗がみられず、停滞したままである。そのような状況が考慮されてか、本年度開催した日ベトナム会議では、改正環境保護法との整合についての調査と基準案の修正が支援案の一つとして議題に挙げられた。しかし、ISO14024に則ったタイプI環境ラベルに基づく論点であれば、日本が有する知見を共有できる可能性はあるが、ベトナムの法解釈の観点やVGLが法律を根拠とする制度であることを踏まえると、日本の専門家よりも、ベトナム側の主導により上記修正を実施するほうが望ましい。こうした修正の調査範囲と方針について、MONRE自身も具体的な解決方法が描けずにいる。したがって次年度の技術支援は、今回の日ベトナム会議の協議結果のとおり、MONREからの提案を待つこととするが、MONREの体制が一新されたこともあり、提案内容の具体化には相当の時間を要すると予想される。特に、本件に協力的であり、訪日研修への参加をはじめ幾度となく協議を重ねてきたMONRE側の責任者が変更となった影響は小さくなく、新しい責任者に対して改めて本技術協力への理解や信頼関係を構築するにも一定の時間を要する可能性がある。なおかつ、他の国際機関からも同分野における支援申し入れを受けていることについても触れ、それらと日本の支援との役割分担を示唆する発言もあった。そのため、MONREからの提案が次年度の本調査業務の仕様の検討に間に合わない場合は、次年度の実施を見送り、その翌年度(令和7年度)以降の実施とすることも視野に入れる必要がある。

さりとて、ベトナムは東南アジア地域において日本にとって重要なパートナー国の一つであり、アジア地域における環境基準の調和化という観点から、技術支援を通じて得られた人的ネットワークの価値は大きい。そのため、フォローアップとして定期的なコミュニケーションを維持し、適切なタイミングを図りつつ、常に支援を提供できる体制を整えておくことが肝要である。

2-3. インドネシアのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

2-3-1 インドネシアの概要

1) 基礎データ

インドネシアは、赤道付近に東西 5,110km と非常に長い国土を持ち、約 13,000 以上の島々からなる島嶼国家である。赤道付近に位置するため、気候は熱帯性気候に属し、乾季と雨季に分かれている。ASEAN では最大の人口と国土を誇り、首都ジャカルタには ASEAN 本部が置かれている。



1995 年に WTO(世界貿易機関)に加盟し、1997 年のアジア通貨危機以降、約 5~6% の高い経済成長率を維持しており、家電製品や家具などの耐久消費財の普及が急激に進む目安と言われる一人当たり GDP3,000 ドルを 2011 年に突破し、2022 年には 4,784 ドルと確実に成長が進んでいる。加えて、生産年齢人口の増加率も 2050 年までプラス成長²⁸する予測もあり、安定した経済発展が見込まれている。2022 年は新型コロナウイルス感染症による規制が緩和されたことで内需が回復したとともに、資源価格の高騰を受けて鉱物性燃料などの輸出額が増加したことで、実質 GDP 成長率は前年から 1.6 ポイント上昇し、5.3% を記録した。これは、2013 年の 5.6% に次ぐ 9 年ぶりの高水準である。日本との経済・政治関係は非常に良好で、特に両国間の 2022 年貿易額は前年から大きく伸長している。2022 年の日本のインドネシアへの輸出額が 150 億 3,200 万ドルであり、12.9% 前年から増加している。インドネシアの自動車市場の回復が要因の一つとして考えられ、自動車部品や完成車などの輸送用機器が 33.1% 増と大幅な伸びを記録している。一方、インドネシアからの輸入も前年から 46.1% 増の 286 億 1,400 万ドルを記録し、石炭や石油・ガスなどの鉱物性燃料の増加が大きな要因となっている。ASEAN への日本企業進出数がベトナムに次ぐ僅差の第 3 位²⁹と日本事業者の関心も高く、インドネシアにおける日系企業は 2,103 社となっている。

表 2-3-1. インドネシア基礎データ

国名	インドネシア共和国	首都	ジャカルタ
面積	191 万 6,907 平方キロメートル	人口	約 2 億 7,870 万人(2023 年、推計値)
ASEAN 加盟年	1967 年	言語	インドネシア語
GDP	約 1,0584 兆米ドル(2020 年)	経済成長率	5.3%(2022 年)
経済概況	1997 年 7 月のアジア通貨危機後、インドネシア政府は IMF との合意に基づき、銀行部門と企業部門を中心に経済構造改革を断行。政治社会情勢及び金融の安定化、		

²⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)「データブック国際労働比較 2017」

²⁹ 外務省「海外進出日系企業拠点数調査 2022 年調査結果(令和 4 年 10 月 1 日現在)」

	個人消費の拡大を背景として、2005年以降の経済成長率は、世界金融・経済危機の影響を受けた2009年を除き、5%後半～6%台という比較的高い成長率を達成。2010年には一人当たり名目GDPが3,000ドルを突破した。ただし、経常収支の赤字化や通貨安もあり、輸出促進による収支改善が課題。2021年は輸出入額共に過去最高記録を樹立。2020年前半から2021年前半までの経済成長率は新型コロナウイルスの影響により、アジア通貨危機以来のマイナス水準となっていたが、2021年後半からプラス成長を維持。
--	--

出典：外務省-インドネシア共和国基礎データ(令和4年7月11日現在)(令和6年2月27日最終閲覧)、ジェトロ-インドネシアの貿易と投資(2023年11月15日)(令和6年2月27日最終閲覧)

2) インドネシアの法体系

環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行³⁰⁾(2016年)によると、インドネシアの法形式と決定機関は以下のとおりである。

表2-3-2. インドネシアの法形式と決定機関など

No.	法形式	インドネシア語表記(省略)	決定機関	交付など
1	憲法	Konstitusi	国民協議会	
2	国民協議会決定	Decree of the MPR (TAP MPR)	国民協議会	
3	法律	Undang-Undang (UU)	国会承認	大統領公布
4	法律代行政令(緊急政令)	Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang (Prp)	事後国会承認	大統領
5	政令	Peraturan Pemerintah (PP)	政令相当	大統領
6	大統領令	Keputusan Presiden (KepPres)	政令相当	大統領
	大統領規則	Peraturan Presiden (PerPres)	政令相当	大統領
7	大統領告示	Instruksi Presiden (InPres)	通達相当	対外効あり
8	大臣令(大臣決定)	Keputusan Menteri Negara (KepMen)	省令相当	所管大臣
	大臣規則	Peraturan Menteri Negara (PerMen)	省令相当	所管大臣
9	大臣告示	Instruksi Menteri (InMen)	通達相当	対外効あり
10	地方規則	Peraturan Daerah (PerDa)	条例相当	

出典：環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行」(2016年)

大和総研グループの調査³¹⁾によると、インドネシアの法制度は日系企業から非常に「難解」として認識されているという。法令の公布後、官報やWebサイトで誰もが全文を閲覧できるような環境が整備されておらず、また法令がインドネシア語のみの公布である点も、難解とさせている要因であると述べている。さらに、日本では新法令を制定する際、他の法令との間で齟齬が生じることがないように他省庁や関連部署等と綿密な擦り合わせが行われているが、インドネシアではこのような事前調整が行われておらず、法令間で矛盾が生じる場合があることも指摘している。そ

³⁰⁾ <https://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/indonesia/files/law/files/law2016.pdf>

³¹⁾ 非常に難解なインドネシアの法制度. 大和総研グループ. 2014-12-04.
https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/20141204_009221.html

の指摘は、GPP に関する基本的枠組みはあるものの、その実効性が著しく低いことがしばしばみられるという、東南アジア地域が抱える課題の一つと推察される。なお、インドネシアにおける環境基本法は、「環境保護と管理に関する法律(Environmental Protection and Management(2009年法律第 32 号³²⁾)」である。

3) インドネシアのタイプ I 環境ラベル

インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル(RAMAH LINGKUNGAN(ラマン・リンクンガン))」は、2003年に JICA のプロジェクトの支援を受けて開始された。このプロジェクトでは、日本のエコマークを運営する(公財)日本環境協会からも専門家を派遣し、技術支援を行った。運営は環境林業省(Ministry of Environment and Forestry: MOEF)が所管する環境林業標準化庁(BSILHK、英語名: Agency for Standardization of Environment and Forestry Instruments of the Ministry of Environment & Forestry)によって行われている。GEN には 2006 年に正会員としての加盟が認められた。2024 年 2 月時点で、商品カテゴリ数 15 の基準が制定されているもの(表 2-3-3.)、認証製品数は 6 製品と非常に少ない。



Ramah Lingkungan

インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)

基準は、インドネシアの国家規格(SNI)として制定され、環境林業標準化庁(BSILHK)の一ユニットである環境品標準化センター(Center for Standardization of Environmental Quality Instruments (PSIKLH))が策定を担当している。SNI は原則として任意規格であるが、安全性や衛生、環境保護などの観点から、関係省庁やその他の政府機関が一部に強制適用を課している品目も数多くある。その強制対象品目については SNI を取得しない限り国内流通が認められておらず、2023 年 4 月時点で強制適用の対象は 355 品目であり、2021 年 6 月の 246 品目から大幅に増加している。なお、インドネシア・エコラベルの基準は任意規格に該当している。

インドネシア・エコラベルの法的根拠は、後述する GPP と同様に「環境保護と管理に関する法律(Law No.32/2009)」の第 43 条第 3 項や「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010 年大統領規則 54 号³³)」第 105 条に基づくとされている。また、環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)の第 43 条 3 項 g を受けて、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルとタイプ II 環境ラベルに位置付けられるインドネシア・自己宣言ラベルの一般事項を定めた「エコラベルロゴに関する環境省令(2014 年環境省令第 2 号³⁴)」が 2014 年に公布された。本省令の第 1 条では、国家認定委員会(KAN)³⁵によって認定されたエコラベル認証機関(LSE)によってインドネシア・エコラベルの認証を行うこと、インドネシア・自己宣言ラベルは MOEF に登録されたエコラベル検証機関(LVE)の検証に基づいて付与されるラベルであると規定している。なお、タイプ

³² <http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/Law-No.32-of-2009-on-The-Management-and-Protection-of-the-Environment.pdf>

³³ <https://www.bphn.go.id/data/documents/10pr054.pdf> (インドネシア語)

³⁴ <https://jdih.menlhk.go.id/new2/uploads/files/Permen%20NO.%202002%20Tahun%202014%20tentang%20Pencantuman%20Logo%20Eko%20Label.pdf> (インドネシア語)

³⁵ 大統領決定 2001 年第 78 号にて設立された非省政府機関であり、個々の国営・民間組織を SNI の適正評価機関(Lembaga Penilaian Kesesuaian: LPK)として認定する。

II環境ラベルは自己宣言ラベルとあるものの、基準が策定されており、検証機関によって認証を取得することができる制度となっている。2024年2月時点で、10の基準、59製品が認証を取得している。2023年2月現在、環境林業標準化庁(BSILHK)のWebサイトによると、LSEとして表2-3-4.のとおり3機関が認定を受けており、合計9基準の認証を付与することが認められているが、表2-3-3.のとおり有効となっている15基準のうち、残りの6基準の認証を担当する機関は不明である。

表2-3-3. インドネシア・エコラベル基準(基準名はインドネシア語を仮訳)

No.	SNI No.	基準名	有効/ 無効
1	SNI 19-7188.3.1:2006	エコラベル基準-パート3:革製品-セクション1:完成皮革	有効
2	SNI 19-7188.3.2:2006	エコラベル基準-パート3:革製品-セクション2:カジュアルレザーシューズ	有効
3	SNI 7188.1.4:2010	エコラベル基準-パート1:紙製品-セクション4:コート紙	有効
4	SNI 7188.5.1:2010	エコラベル基準-パート5:バッテリー製品-セクション1:炭素亜鉛及びアルカリ一次電池	有効
5	SNI 7188.6:2010	エコラベル基準-パート6:壁用塗料	有効
6	SNI 7188.8:2013	エコラベル基準-パート8:セラミックタイル	有効
7	SNI 7188.9:2015	エコラベル基準-パート9:家具-オフィス家具	有効
8	SNI 7188-10:2017	エコラベル基準-パート10:板ガラス製品	有効
9	SNI 7188-11:2018	エコラベル基準-パート11:再生プラスチックショッピングバッグ	有効
10	SNI 7188.4.1:2019	エコラベル基準-パート4:繊維及び繊維製品	有効
11	SNI 7188.1.2:2020	エコラベル基準-パート1:紙製品-セクション2:衛生ティッシュペーパー	有効
12	SNI 7188.2.1:2020	エコラベル基準 - パート2:洗剤製品-セクション1:粉末洗剤	有効
13	SNI 7188-1-3:2021	エコラベル基準 - パート1:紙製品-セクション3:印刷及び多目的用紙	有効
14	SNI 7188-1-1:2021	エコラベル基準 - パート1:紙製品-セクション1:包装紙	有効
15	SNI 7188.7:2022	エコラベルの基準 - パート7:分解しやすいプラスチック及びバイオプラスチック製ショッピング	有効

出典：環境林業標準化庁(BSILHK)ウェブページよりエコマーク事務局作成
(<https://pusfaster.bsilhk.menlhk.go.id/index.php/kualitas-lingkungan-hidup/>) (令和6年月28日最終閲覧)

表2-3-4. KANに認定を受けたインドネシア・エコラベル認証機関(LSE)

	認証機関名	対象分野	対象エコラベル基準
1	Balai Besar Standardisasi dan Pelayanan Jasa Industri	包装紙	SNI 7188-1-1:2021 エコラベル基準 - パート1:紙製品-セクション1:包装紙
		印刷及び多目的用紙	SNI 7188-1-3:2021 エコラベル基準 - パート1:紙製品-セクション3:印刷及び多目的用紙
		壁用塗料	SNI 7188.6:2010 エコラベル基準-パート6:壁用塗料

	Selulosa	分解しやすいプラスチック及びバイオプラスチック製ショッピング	SNI 7188.7:2022 エコラベルの基準 - パート 7-分解しやすいプラスチック及びバイオプラスチック製ショッピング
2	PT. IAPMO Group Indonesia	壁用塗料	SNI 7188.6 : 2010 エコラベル基準-パート 6 : 壁用塗料
		セラミックタイル	SNI 7188.8:2013 エコラベル基準-パート 8 : セラミックタイル
		板ガラス	SNI 7188-10 : 2017 エコラベル基準-パート 10 : 板ガラス製品
		粉末洗剤	SNI 7188.2.1:2020 エコラベル基準 - パート 2: 洗剤製品-セクション 1: 粉末洗剤
3	PT Mutu Agung Lestari	衛生ティッシュペーパー	SNI 7188.1.2-2020 エコラベル基準-パート 1 : 紙製品のカテゴリ-セクション 2 : 衛生ティッシュペーパー
		印刷用紙及び多目的用紙	SNI 19-7188.1.3 : 2016 エコラベル基準-パート 1 : 紙製品カテゴリ-セクション 3 : 印刷用紙及び多目的用紙
		繊維及び繊維製品	SNI 7188.4 : 2019 エコラベル基準-パート 4 : 繊維及び繊維製品

出典：環境林業標準化庁(BSILHK) (<https://pusfaster.bsilhk.menlhk.go.id/wp-content/uploads/2023/05/Daftar-LSE-Update-Mei-2023-1.pdf>)

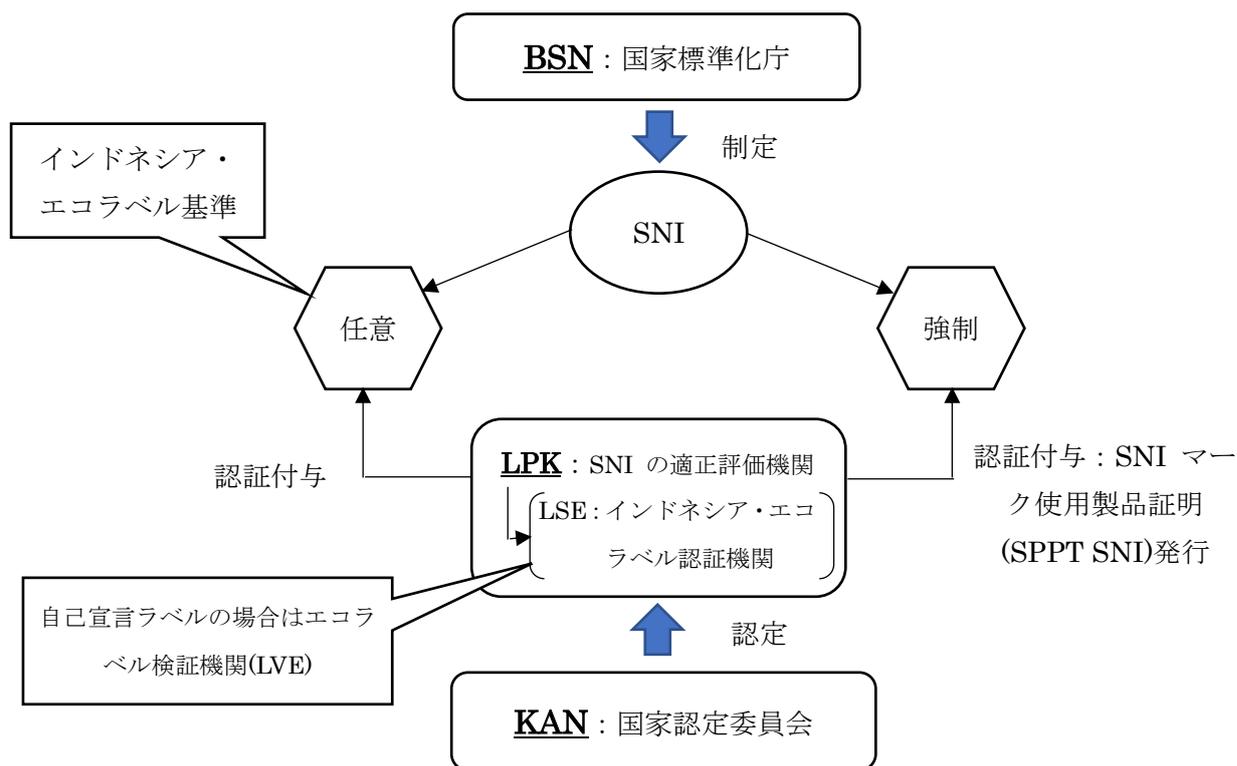


図 2-3-1. SNI に関わる組織関係図

出典：日本貿易振興機構(ジェトロ)ジャカルタ事務所「インドネシア国家規格(SNI)について」(2018年3月)p.4を元に作成

4) インドネシアのグリーン公共調達(GPP)制度

(1) インドネシアの公共調達制度

現在、インドネシアにおいて、日本の会計法に相当する公共調達を包括的にまとめた法律は制定されていないが、公共調達の一般規則等は大統領令や大統領規則によって定められており、これらに基づき公共調達が実施されている。

まず、2003年に「政府の製品や役務の調達を実施するための指針に関する大統領令(2003年大統領令第80号)³⁶」が制定され、公開性や競争性、透明性、公平性、かつ合理性に基づく方法で調達を行うといった一般原則を規定している。2010年には、2003年大統領令第80号の実質的な後継大統領令である「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010年大統領規則第54号)³⁷」が発布され、「環境にやさしいコンセプト」や価格以外の観点も考慮して最も価値のあるものを調達する「バリュー・フォー・マネー」の概念などGPPを意識した内容も盛り込まれた。

この2010年大統領規則第54号は継続的に改正され(計3回)、2018年に公布された「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第16号)³⁸」に置き換えられ、この2018年大統領規則第16号がインドネシアの公共調達における根拠法令と位置付けられる。

本大統領規則は、公共調達のプロセスや管理といった一般的な事項についても規定していることはもちろん、国内産品や中小企業の促進を目的とした持続可能な調達についても触れていることが特筆される(第4条h、第5条i)。第68条では、持続可能な調達とは持続可能性に考慮することとあり、持続可能性とは経済、社会、環境の3つの観点を考慮することと規定している。経済的側面は商品/役務のライフサイクルコスト、社会的側面は公正な労働条件の保証など、環境的側面は大気・土壌などの環境影響の低減を考慮すると述べられているものの、具体的な適合条件については触れられていない。なお、インドネシアは1995年1月1日に世界貿易機関(WTO)に加盟しているが、WTO政府調達協定(GPA)は受諾していないため、この大統領規則における国内産品の促進を目的とした公共調達の活用は、WTOの基本原則のひとつである内国民待遇原則には問われないものと考えられる。

政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第16号)

- 公共調達を通じた国内産品や中小企業の促進・持続可能な開発への寄与等(第4条h、第5条i)
- 持続可能な調達を推奨(第3部68条)

³⁶ <https://www.global-regulation.com/translation/indonesia/7222847/presidential-decree-number-80-in-2003.html>

³⁷ <https://www.bphn.go.id/data/documents/10pr054.pdf> (インドネシア語)

³⁸ https://lhokseumawekota.go.id/aturan/Peraturan%20Presiden%20Nomor%2016%20Tahun%202018_1001_1.pdf (インドネシア語)

(2) インドネシアのグリーン公共調達(GPP)

表 2-3-5. インドネシア GPP 状況

GPP 規定法規	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号) 環境経済的手法に関する政令(2017 年政令第 46 号) 環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号) 他(2)-72 ページ 図 2-3-4. を参照) 		
所管官庁	インドネシア環境林業省(MOEF) 国家調達庁(LKPP)	GPP 義務・推奨	推奨
対象品目の設定	コピー用紙、文具(ファイル、フォルダー)、木製家具、高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)、マイクロ滅菌機、エアコン、建設用加工木材、コンクリート、セメント	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用あり	活用環境ラベル名	インドネシア・エコラベル、タイプ II エコラベル、省エネラベル、SVLK (木材合法性証明システム)
WTO 加盟	加盟(1995 年)	WTO GPA	オブザーバー国

インドネシアにおける GPP は、前項の大統領令や大統領規則、後述の環境保護と管理に関する法律などに考え方が示されており、最も上位法でその記述がみられるのが、2009 年に改正された日本の環境基本法に相当する「環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)」である。第 42 条及び第 43 条 3 項 a、g において、環境配慮型製品や役務に対するインセンティブを与える経済的手法を開発・導入しなければならないと規定し、環境ラベルが付与された環境配慮型製品や役務に優先権を与えるものとするといった GPP に関する内容が盛り込まれている。

そして、2017 年 11 月には上述の環境保護と管理に関する法律の第 42 条及び第 43 条の実施規則として「環境経済的手法に関する政令(2017 年政令第 46 号)³⁹⁾」が公布された。本政令では環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手段は、環境ラベル制度の開発、環境に配慮した製品や役務の調達であると定義した。また、環境ラベルと GPP に関する条項もあり、環境に配慮したラベルとは政府が運用する認証制度であること、GPP とは環境に配慮したラベルの認証製品・役務調達することであると規定している。さらに、環境配慮型製品やサービスは、大臣が公表するリストから調達することと定め、後述の 2019 年環境林業省大臣規則第 5 号で示されて

³⁹⁾ <https://jdih.kemenkeu.go.id/fullText/2017/46TAHUN2017PP.pdf> (インドネシア語)

いる GPP 対象分野・品目リストの根拠となっている。

そして、インドネシアの GPP において最も着目すべき法規として位置付けられているのが、2019 年 7 月に公布された「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)⁴⁰⁾」である。本規則では、前項でインドネシアの公共調達における根拠法令と位置付けられると紹介した 2018 年大統領規則第 16 号と、環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)など、インドネシアにおける GPP の記述を含むほぼすべての関連法規と結び付けており、インドネシアの GPP 制度を最も具体的に規定する法令であると分析する。本規則は、GPP の定義をはじめ、環境ラベルの GPP における位置付け、GPP の対象分野・品目リストなどについて規定しており、GPP の実施要領といえる内容になっている。

本規則では、2017 年政令第 46 号と同様に GPP にて調達する製品・サービスは環境ラベル認証製品・サービスであることを明記し、GPP の対象分野・品目リストとして、まず 6 分野・品目(コピー用紙、文具(ファイル、フォルダー)、木製家具、高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機、エアコン)を設定して、調達条件となる環境ラベルについても附属書にて示されていることが大きな特徴である(表 2-3-6.)。調達条件である環境ラベルについては、コピー用紙のみがタイプ I 環境ラベルを求めており、そのほかの品目については MOEF 運用のタイプ II 環境ラベル、木材合法性認証、省エネラベルの取得が条件となっている。

さらに、2021 年に「環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021 年環境林業省大臣決定第 1207 号)」が発行され、GPP の対象分野・品目リストに建設用加工木材、コンクリート、セメントが追加された。ただし、新しく追加された 3 品目のなかで、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルを要件にしている品目はなかった。

表 2-3-6. GPP 対象分野・品目、環境ラベルリスト

環境に配慮した商品とサービスのリスト					
#	カテゴリ	品目	環境ラベル制度	基準	ロゴ
1	紙	コピー用紙	タイプ I 環境ラベル(KLHK ⁴¹⁾)	SNI 環境ラベル基準として規定	
2	プラスチック	文具(ファイル、フォルダー)	タイプ II 環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017 環境ラベル及び宣言- 自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	
3	木材	木製家具	SVLK (木材合法性証明システム)	以下に基づく SVLK 基準：持続可能な森林管理と生産認証(PHPL)、木材合法	

⁴⁰⁾ <https://jdih.baliprov.go.id/produk-hukum/peraturan-perundang-undangan/perpres/24949> (インドネシア語)

⁴¹⁾ KLHK: インドネシア環境林業省 (英語略称: MOEF (Ministry of Environment and Forestry))

			(KLHK)	性証明の基準及び実施ガイドラインに関する 2016 年持続的生産林管理総局長規程第 14 号 (P.14/PHPL/SET/4/2016) ⁴²	
4	医療廃棄物 処理装置	高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づくもの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証 ⁴³	環境技術登録書
5	医療廃棄物 処理装置	Microwave Hybrid (インドネシア語) ※おそらくマイクロ滅菌機	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づくもの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証	環境技術登録書
6	空調機器(エアコン)	インバーターと非インバーター	省エネラベル(エネルギー効率資源省(ESDN))	以下の SKEM 基準(最小エネルギー性能基準)と省エネラベルは以下に基づくもの a. 空調機器の MEPS ⁴⁴ と省エネラベルに関するエネルギー効率資源大臣規則(2017 年第 57 号) b. SNI 04 6958 : 2003 家庭用電力利用-省エネラベル	
環境林業大臣決定(2021 年第 1207 号)にて GPP 品目リストに追加された品目					
7	木材	建設用加工木材	SVLK (木材合法性証明システム)	以下に基づく SVLK 基準 : 保護林及び生産林における森林利用に関する環境林業大臣規則(2021 年第 8 号)の森林管理及び森林管理計画の作成	
8	建設資材	コンクリート	タイプ II 環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017 環境ラベル及び宣言- 自己宣言による環境主張(タイプ II 環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	

⁴² https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/idn/5-P.14-PHPL-SET-4-2016_EN_idn.pdf

⁴³ ISO14034 環境マネジメント-環境技術実証: 既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響などを実証するにあたり、基本となる原則、手順、最小限の要求事項を規定したもの。技術開発者が提出した、環境技術の性能を第三者が実証し、客観的で信頼性の高い技術情報をユーザーに提供する手順を規定しており、実証する環境技術の性能がある基準を満たしているか否かの適合性を評価する製品認証を規定するものではない。

⁴⁴ MEPS: 最低エネルギー消費効率基準 (Minimum Energy Performance Standards)

9	建設資材	セメント	グリーン産業基準(SIH)	ポルトランドセメント SHI 基準 (23941.1: 2018)	
---	------	------	---------------	--------------------------------------	---

(出典：2022年1月28日 MOEF オンライン協議 MOEF 発表資料を基に作成)

そして、2020年5月には、「政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020年国家調達庁長官通達第16号)⁴⁵」が公布された。本通達は、2018年大統領規則第16号の第3部68条「持続可能な調達を推奨」を根拠に、SDGsのターゲット12.7「持続可能な公共調達の促進」の実現を目的に策定され、公共調達において調達すべきグリーン製品を、コピー用紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプIIエコラベル、木製家具はSVLK認定製品と規定している。本通達では、2019年環境林業省大臣規則第5号との関連は明記されていないが、上述の3品目については2019年環境林業省大臣規則第5号の付属書から引用されている。

また、政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第16号)を修正する「大統領規則(2021年大統領規則第12号)⁴⁶」が公布され、第19条1項にて、技術仕様に盛り込む製品の要件として「環境にやさしい製品であること」が追記され、同条4項にて「環境にやさしい製品とは環境ラベルを付した製品」と定義された。調達の技術仕様に環境にやさしい製品であることを明記できるようになったことは、GPPの実効性を高める観点から大きな一歩である。また、本項にて規定されている環境ラベルがどの環境ラベルのことを指すか明記されていないものの、2019年環境林業省大臣規則第5号の付属書に記されているGPP対象分野・品目リストには対象の環境ラベルが示されており、当リストに掲載されている環境ラベル製品を調達する根拠として、本項が追記されたと推察される。

(3) 環境にやさしい商品・サービス情報システム

MOEFは、2019年環境林業省大臣規則第5号を根拠に、GPP対象品目リストに掲載されている品目とその要件に適合した製品をカタログとして取りまとめ、またGPP関連規則や環境ラベルについて紹介する「環境にやさしい商品・サービス情報システム⁴⁷」を2020年に立ち上げた。このウェブサイトでは、GPP対象品目リストで対象となっている環境ラベル制度や認証制度を解説しているほか、インドネシアのGPPの法的根拠となっている各種法規文書を公開するなど、インドネシアGPPに関するワンストップサービスとなるよう関連情報の集約に努めている。しかし、2024年3月現在、同ウェブサイトはリニューアル中で閲覧することができない。2023年2月時点では、以下のとおり2019年環境林業省大臣規則第5号でGPPの対象となっていた5品目について合計650製品が掲載されていた。また、検索ページの検索カテゴリでは物品だけでなく、いまだGPP対象品目として設定されていないサービス分野も選択できる仕様になっており、将来的な機能拡張を想定した構成となっていた。

⁴⁵ <https://drive.google.com/file/d/1DCt7T3EztjmD127GTqwlyPk1dfN2swLL/view> (インドネシア語)

⁴⁶ https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176362/Salinan_Perpres_Nomor_12_Tahun_2021.pdf (インドネシア語)

⁴⁷ <https://sibarjasramling.bsilhk.menlhk.go.id/> (インドネシア語)

- コピー用紙：15 製品
- 文具(ファイル、フォルダー)：1 製品
- 木製家具：578 製品
- 高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機：17 製品
- エアコン：39 製品

なお、掲載条件や申請方法は不明であるが、掲載されていた製品は GPP 対象品目リストに記されている環境ラベルもしくは認証制度の認証を取得したもので、製品情報のほか企業情報も記されていた。

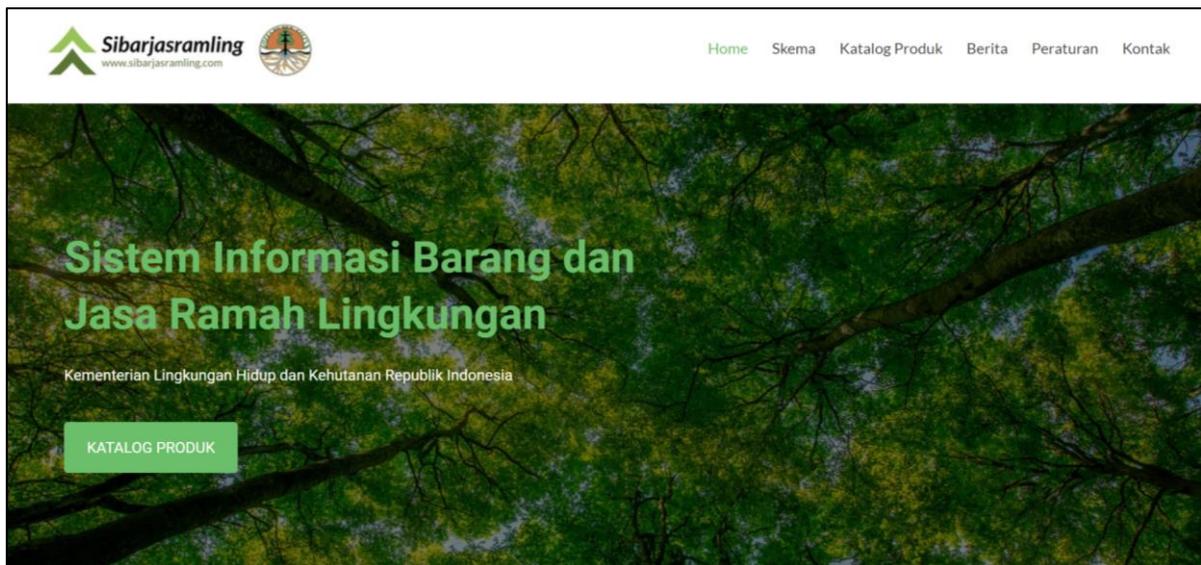


図 2-3-2. 環境にやさしい商品・サービス情報システム(リニューアル前)

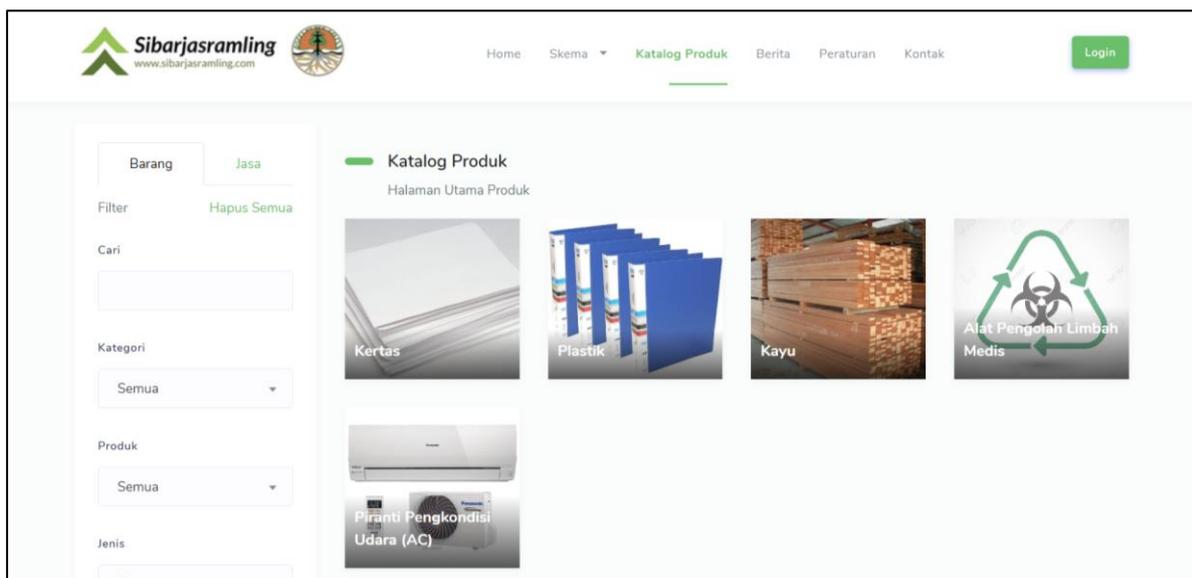


図 2-3-3. 環境にやさしい商品・サービス情報システム検索画面(リニューアル前)

↓ 参照・引用

環境保護法群(環境ラベルや GPP の推奨)

大統領規則群(公共調達的一般規則)

環境保護と管理に関する法律(2009年法律 32号)

- a. 政府と地方政府は、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手法を開発・導入しなければならない
- g. 調達には、環境ラベルが付与された環境配慮型製品や役務に優先権を与えるものとする(第 43 条 3 項)

政府の製品や役務の調達を実施するための指針に関する大統領令(2003年大統領令第 80号)

- ・公共調達の一般原則、一般事項を規定

エコラベルロゴに関する環境省令(2014年環境省令第 2号)

- ・インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)とインドネシア・自己宣言ラベル(タイプ II 環境ラベル)の一般事項を規定

2019年環境林業省大臣規則第 5号が公布されるまでそれぞれの関連については触れられていなかった

政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010年大統領規則第 54号)

- ・「地球にやさしいコンセプト」調達に環境影響を考慮することを要求(第 105 条 1 項& 2 項)
- ・バリュー・フォー・マネーの考慮を規定(第 105 条 3 項)
- ・電子調達システムの開発を LKPP に要求(第 108 条 1 項)
- ・公的機関が電子調達システムを 2012 年度までの導入を要求(第 131 条 1 項)

↓ 置き換え

環境経済的手法に関する政令(2017年政令第 46号)

- ・環境保護と管理に関する法律の第 42 条及び第 43 条の実施規則として公布
- ・インセンティブを与える経済的手段として、環境ラベル制度の開発、GPP を明示(第 31 条)
- ・インドネシア・エコラベル(エコラベル)の手続きを規定(第 33 条、第 34 条)
- ・GPP の対象機関範囲、実施の奨励、エコラベル取得製品及びサービスの奨励を規定(第 36 条)
- ・GPP の実施手順を規定(エコラベルを取得し、大臣が公表するリストから調達すること)(第 37 条)

3回改定

- ・2012年大統領規則第 70号
- ・2014年大統領規則第 172号
- ・2015年大統領規則第 4号

↓ 置き換え

環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年環境林業省大臣規則第 5号)

- ・グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品・サービスを優先して調達すること(第 1 条 4 項)
- ・GPP 対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第 19 条 1 項)
- ・リストへの追加は年に 1 度行う(第 21 条)
- ・GPP の対象分野・品目リストを付属書に掲載(6 分野・品目(コピー用紙-インドネシア・エコラベル、文具(ファイル、フォルダー)-タイプ II エコラベル、木製家具、高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機、エアコン))

政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第 16号)

- ・公共調達を通じた国内産品や中小企業の促進・持続可能な開発への寄与等(第 4 条 h、第 5 条 i)
- ・持続可能な調達を推奨(第 2 部 68 条)

↑ 修正

環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021年環境林業省大臣決定第 1207号)

- ・GPP 対象品目リストに建設加工木材・木材合法性証明システム、コンクリート-タイプ II エコラベル、セメント-グリーン産業基準を追加

大統領規則(2021年第 12号)

- ・技術仕様(第 19 条)を修正：技術仕様に盛り込む製品の要件として、環境にやさしい製品を追記(1 項)
- ・環境にやさしい製品とは、環境ラベルを付した製品と定義(4 項)

政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020年国家調達庁長官通達第 16号)

- ・公共調達におけるグリーン製品を、コピー用紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプ II エコラベル、木製家具は SVLK 認定製品と規定(2019年環境林業省大臣規則第 5号の内容を参考)

図 2-3-4. インドネシア GPP の関連法規の関係図

5) インドネシア GPP とインドネシア・エコラベル制度のまとめ

インドネシアの GPP の法的枠組みは、前項までの説明のとおり、公共調達制度の一般規則等を規定するとともに GPP についても言及している大統領令・大統領規則(大統領規則群)と、環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)を上位法とし GPP を規定している法律群で構成され、非常に多くの法令が関連している。環境林業標準化庁(BSILHK)によると、環境保護と管理に関する法律とその実施規則である環境経済的手法に関する政令(2017 年政令第 46 号)、そして政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018 年大統領規則第 16 号)によって、GPP の方針が示されていると解説している。環境保護と管理に関する法律群と大統領規則群は、それまで双方の法令を参照することなく、それぞれが独自に GPP を規定していたと思われていたが、2019 年に制定された「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)」がそれらを取りまとめた形となった。2019 年環境林業省大臣規則第 5 号並びに 2021 年環境林業省大臣決定第 1207 号にて公表された GPP 対象分野・品目リストにおいては、既存の環境認証制度を GPP 基準として活用しているが、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルは、2024 年 3 月現在、コピー用紙のみの適用に留まっている。

表 2-3-7. インドネシア GPP 及びインドネシア・エコラベル制度の概要

	GPP	インドネシア・エコラベル
根拠法令	環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)	
	- 環境に関する経済的手段(セクション 8 第 42 条、43 条)	- 環境に関する経済的手段(セクション 8 第 43 条)
	環境経済的手法に関する政令(2017 年政令第 46 号)	
	- 環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手段として、環境ラベル制度の開発、公共調達を明示	
関連法規	政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018 年大統領規則第 16 号)	- 環境に関する経済的手段(セクション 8 第 43 条)
	- 持続可能な調達を推奨(第 2 部 68 条)	
	環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)	エコラベルロゴに関する環境省令(2014 年環境省令第 2 号)
	- グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品・サービスを優先して調達すること(第 1 条 4 項) - GPP 対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第 19 条 1 項)	- インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)の一般事項を規定
	環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大	

	臣決定(2021 年環境林業省大臣決定第 1207 号) - GPP 対象分野・品目に 3 品目を追加	
制定年	2009 年制定 (環境保護と管理に関する法律)	2003 年
所管	インドネシア環境林業省(MOEF) 国家調達庁(LKPP)	インドネシア環境林業省(MOEF)
対象	公的機関	主として一般消費者
分野(基準数)	9 分野・品目	15 基準(2023 年 2 月現在) ※認証商品数：28
特徴	既存の環境認証制度の取得を GPP の要件に設定(コピー用紙-インドネシア・エコラベル)	申請料及び年間使用料が無料 取得に要する期間：約 1 カ月 認証期間：3 年

2-3-2 オンライン会議

1) MOEF との第一回オンライン会議

[日時]	2024年2月9日(金) 15:00~16:30 (13:00~14:30 ※ジャカルタ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none">Ms. Nurmayanti (Susy) (インドネシア環境林業標準化庁環境品標準化センター(Center for Standardization of Environmental Quality Instruments (PSIKLH), the Ministry of Environment & Forestry (MOEF))公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-インドネシア語逐次通訳

(1) 協議概要

令和4年度の日インドネシア会議結果を踏まえ、令和6年度以降の技術協力の本格開始に向けた支援内容の具体化や実施プロセスの確認、並びにインドネシア・エコラベル及びインドネシアのGPP制度の最新動向について把握することを目的に会議を行った。

(2) 協議内容

エコマーク事務局より、予算縮小の影響から今年度(2023年度)での具体的な技術協力の実施が困難となったことについて謝辞を示すとともに、会議実施に際しインドネシア側に尽力いただいた日程調整や資料作成について感謝を述べた。

①インドネシア・エコラベル、インドネシア GPP 制度の最新動向

インドネシア環境林業省環境林業標準化庁の Ms. Nurmayanti より、以下のとおり、インドネシア・エコラベル及びインドネシア GPP 制度の最新動向が共有された。

- ✓ MOEF が運営する環境ラベルは、ISO14024 に則ったタイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルと、ISO14021 に則ったタイプ II 環境ラベルがある。
- ✓ インドネシア・エコラベルの基準は、現在 15 基準が制定されている。
- ✓ インドネシア・エコラベルの基準は環境林業標準化庁環境品標準化センターが所管する技術委員会によって策定され、インドネシアの国家規格(SNI)として制定される。
- ✓ 認証業務は、国家認定委員会(KAN)によって認定を受けた第三者機関であるエコラベル認証機関(LSE)が行う。
- ✓ エコラベル認証機関(LSE)は、定められたスコープに基づき認証業務を行っており、1 機関ごとに 2~4 基準の認証を担っている。ラボを持たない認証機関については、ISO17025 を保有する試験機関に試験を委託することがある。
- ✓ 現在、インドネシア・エコラベルは約 40 製品が認証を取得している。
- ✓ タイプ II 環境ラベルは、リサイクル材料、堆肥化可能材料、生分解性材料など単一側面を

評価する環境ラベルである。

- ✓ GPP 制度は、「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年環境林業省大臣規則第5号)」によって6品目を対象としており、コピー用紙であればタイプI環境ラベルであるインドネシア・エコラベル、文具(ファイル、フォルダ)であればタイプII環境ラベルが調達要件となっている。
- ✓ 2021年に「環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021年環境林業省大臣決定第1207号)」が制定され、新たにコンクリート、セメントなど3品目が追加された。
- ✓ 持続可能な公共調達の実現に向けて、環境に加え社会面の考慮も組み入れている。コピー用紙であれば、タイプI環境ラベルの取得によって環境側面を考慮し、社会面については、労働に関する要件が設定されているSVLKの証明書を要求しているほか、中小企業にインセンティブを与えている。
- ✓ 品目の追加は検討しているが、その他の法令に関する業務等で忙しく、検討が進んでいない。
- ✓ GIZのプロジェクトは、別の部署が担当することになった。

②次年度以降の技術協力に向けて

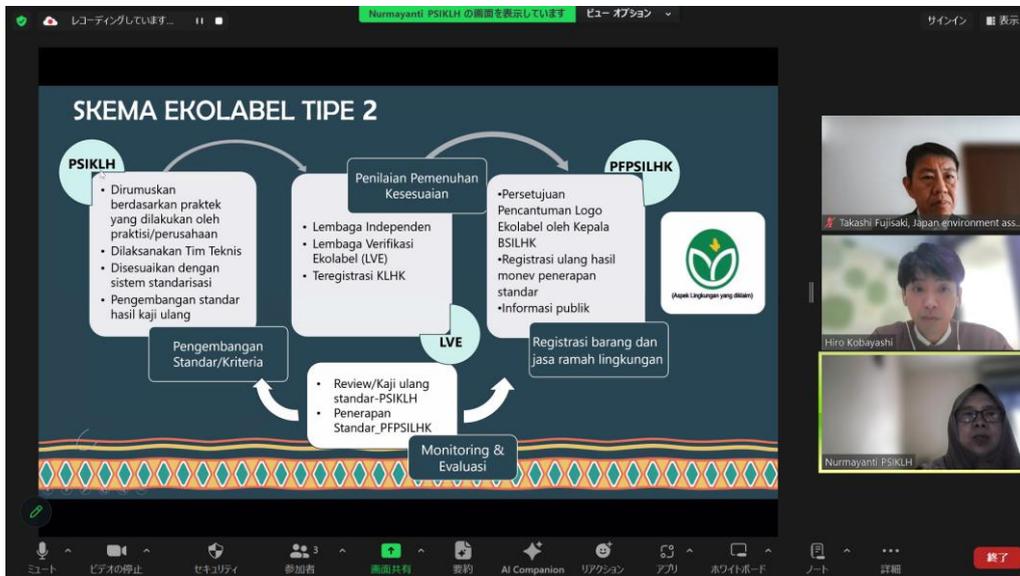
- ✓ 2024年のインドネシア・エコラベルの基準策定計画として、サーキュラー・エコノミーの実現に向けて、再生材料を使用したプラスチック製品の基準策定を検討しており、エコマーク事務局に同様の基準が制定されているのであれば、次年度の技術協力において同基準の策定支援を希望したい。
- ✓ 紙のリサイクル技術はインドネシアでも高いものの、プラスチックのリサイクルは技術的な問題からそれほど進んでおらず、基準策定を契機に普及を進めたい。
- ✓ 昨年度要望した「清掃サービス」の基準策定については引き続き希望するが、再生材料を使用したプラスチック製品の基準策定を優先したい。
- ✓ 日本に渡航してのキャパシティビルディングも希望したい。エコマーク事務局で基準策定や認証業務についてのトレーニング、インターンシップによる長期研修が実現できると非常にありがたい。また、再生材料を使用したプラスチック製品の基準策定や普及方法についても学びたい。
- ✓ 昨年度も相談したとおり、日本との技術協力を進めるにあたり、環境林業省環境林業標準化庁のDirector宛てにレターの発行をお願いしたい。内容は簡易なものでよく、基準策定支援や日本からの知見共有を行うといった技術協力について記してもらいたい。宛先については、後ほど連絡する。また、公益財団法人日本環境協会の発行で構わない。

(3) まとめ

- 再生材料を使用したプラスチック製品の基準策定を第一候補とし、次点で清掃サービスの基準策定、訪日研修を次年度以降の技術支援の要望として受領し、日本側で支援内容

を検討したのち、次年度に MOEF に報告する

- 技術協力の実施となり次第、技術協力に関する依頼文書について、MOEF とエコマーク事務局で情報交換しながら作成する



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

2-3-3 今後の展開

本年度も、インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル」及び GPP 制度において中心的な役割を担っている MOEF とオンライン会議を開催し、両制度の最新動向と、次年度以降の本格的な技術協力開始を見据えた具体的な支援内容と進め方について協議を行った。

令和 2 年度の本事業にてインドネシアを技術支援対象国として選定したものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行やその関連対応、窓口である MOEF 環境林業標準化庁(BSILHK)の組織再編による影響などにより、定期的にオンライン会議を開催し、支援内容の具体化に向けた意見交換を行うにとどまっていた。新型コロナウイルス感染症により生じた社会規制も緩和され、組織再編からも一年以上が経過し、支援の実現に向けた具体的な検討を進める段階を迎えている。インドネシアからは、MOEF が掲げるサーキュラー・エコノミー実現という政策目標に基づき、再生材料を使用したプラスチック製品についてインドネシア・エコラベル基準の策定支援を要望する意見が寄せられた。エコマーク事務局では、1989 年のエコマーク制度設立以来、再生プラスチックの使用を主要な基準要件として評価しており、当該分野において豊富な知見と経験を有している。一方で、再生プラスチックを正しく評価するためには、使用済みプラスチックの回収のほか、リサイクル技術や市場の成熟度、評価に不可欠な試験を実施できる試験機関の有無などについて調査する必要がある。さらに、再生プラスチックに係る基準項目がインドネシア・エコラベルでは設定されておらず、認証実務の知見が乏しい MOEF スタッフに向けたキャパシティビルディングも不可欠で、一足飛びで基準策定のみを支援するだけでは有効な基準運用を行うに十分とはいえない。そこで、次年度は再生材料を使用したプラスチック製品の基準策定に向けた準備段階と位置付け、再生プラスチックを取り巻くインドネシアの環境について可能な限り調査するとともに、MOEF スタッフに向けた認証業務に関する知見共有や意見交換など研修を含めた側面支援の実施から技術支援を始動することが望ましい。

日系事業者が多く進出しているインドネシアは、新型コロナウイルス感染症や世界的なインフレの影響から立ち直りつつあることに加え、移転を予定している新首都ではグリーンシティを標榜しており、環境配慮型製品のニーズの高まりが期待されている。日本の強みである高い環境技術を活用した環境配慮型製品の国際展開を促進する観点から、インドネシアに支援する意義は大きい。インドネシア・エコラベルの支援を皮切りに、今後運用拡大が期待される GPP との連携も強化し、日本の制度との親和性を高めるなど、中長期的視点に立った技術協力を展開していくことが必要となる。